

タイトル	フランス倒産法における透明性とその発現
著者	稲垣, 美穂子; INAGAK, Mihoko
引用	北海学園大学法学研究, 56(4): 1-49
発行日	2021-03-30

論 説

フランス倒産法における透明性とその発現

稲 垣 美穂子

一. はじめに

倒産手続は債権者平等原則を前提とするが、これを実現するためには、全て利害関係人に情報が与えられる必要がある。というのは、全て利害関係人が情報を享有するからこそ、他人と別の扱いがされないことが保障されるからである。従って、透明性（transparence：情報開示）¹を確保することは倒産手続での債権者平等を確保するための基本的な前提条件であるといえる²。

また、もともと倒産手続は、集団的手続（procédures collectives）³、つ

¹ フランスで有名な取引法学者である Guyon も認めているが、透明性（transparence）は法的に十分定義づけられている概念ではない。Guyon は透明性の典型として、第三者への対抗と情報伝達の機能を有する法的公示を挙げるが、他方で、透明性に対置する概念として秘密保持（confidentialité）を用いており、透明性とは、法的公示よりも広い意味、情報開示の実質を有する概念であるように思われる。本稿では透明性の意義について、このように理解することを前提に、話を進める。Y Guyon, La transparence dans les procédures collectives, LPA 21 avr. 1999, n°1-2.

² Y Guyon, op. cit., n°1.

³ 《procédures collectives》は直訳すると「集団的手続」であるが、伝統的には、不履行により取引相手の信頼を裏切った債務者に対する制裁的な意味合いを伴いつつ、個別の債権者による民事執行手続に対置する概念として用いられていた。つまり、商人たる債務者が支払停止に陥ったときに、一般法に従い個別の債権者による民事執行を認めると無秩序状態になり、また不履行リスクが他者に波及するが、それを避けるため、司法が関与する手続の枠内で、債務者財産を全債権者との間で包括的な清算の対象とすることを指す。具体的には、債権者の個別追求権を停止し、債務者財産は裁判所の管理下におかれ、その財産は換価され、売却金額は債権者平等原則に従い債権者間に配当される、といった手続を含むとされる。従って、元々《procédures collectives》とは、債権者（の集団）と債務者との二者間関係を規律す

まり、通常の民事執行手続とは異なり、個別の債権者の執行手続を停止させ、債権者に対する弁済も禁止するといった効果を伴い、債務者財産を全債権者との間で包括的な清算をする手続であったが、このような手続は、裁判所が関与することによってはじめて行うことができる。そして、裁判所が関与し集団的な措置をとる以上、手続開始のみならず、その後に続く手続についても広く公告される必要がある。倒産手続における透明性は、この点からも要請される⁴。

このような債務者財産の清算を目的とする集団的手続においては、詳細な情報が開示されることから主として債権者が利益を得る一方で、情報を秘匿することから債務者が得るであろう利益をほぼ度外視できる点において、透明性はより良く妥当する⁵。しかし、企業再建を目指す手続においては、債務者には、自らの経営難の処理は可能な限り秘密に行うことに利益があるとも言え、透明性確保が債務者の経営難克服の足枷となる可能性がある。また、透明性確保に伴ない発生するであろうコストの問題も看過することができない。そこでフランスでは、倒産手続において透明性確保と秘密保持 (confidentialité) のバランスをいかに図るかが問題とされていた⁶。もっとも、近年フランスにおける透明性と秘密保持との間のバランス論は、企業の財務情報をインターネット上で有料で配信する事業を手掛けていた出版社が、ある企業の特別受任 (mandat ad hoc) および調停手続 (conciliation) に関する詳細な情報を配信したために、情報を配信された対象企業が記事の削除と他の記事の出版禁

る概念である。しかし、20世紀後半の不況による産業と雇用の喪失を経験した後に、フランスでは、《procédures collectives》法は、単に債権者に対し弁済するための法ではなく、企業の活動維持、経済的再構成、経営方針転換を定める法、droit des entreprises en difficulté に変化した。P Pétel, *Procédures collectives*, 9^e éd., Dalloz, 2017, n°4 ; A. Jacquement, N. Borga, T. mastrullo, *Droit des entreprises en difficulté*, 11^e éd., LexisNexis, 2019, n°2 ; C Saint-Alary-Houin, *Droit des entreprises en difficulté*, 11^e éd., LGDJ, 2018, n°1-5 ; F Pérochon, 《La discipline collective》, *Les grands concepts du droit des entreprises en difficulté*, Dalloz, 2018, p.1.

⁴ F-X Lucas, Confidentialité du plan de sauvegarde ou de redressement: la radiation des mentions au RCS, *Leden*, 15 janv. 2012, p.1 ; H Bourbouloux, Confidentialité et transparence réconciliées pour la prévention et le traitement des difficultés, *BJE* mai 2012, p.183 参照。

⁵ 債務者が自然人の場合には、プライバシー侵害の問題は生ずるであろう。

⁶ Y Guyon, *op. cit.* ; F-X Lucas, *op. cit.* ; H Bourbouloux, *op. cit.* 参照。

止を求めた事案において、第三者であっても商法典 L.611-15 上の守秘義務を負う旨判示した 2015 年 12 月 15 日破毀院商事部判決をきっかけに、もっぱら司法手続としての倒産手続が開始される前段階、特別受任および調停手続のレベルで議論されるようになった。しかしこの点については別稿に譲ることとし、本稿は、フランスでの司法手続としての倒産手続における透明性の特徴について探ることを目的とする⁷。

二. 対象領域

1. 対象—司法手続としての倒産手続

まず、本稿の記述の対象範囲を明らかにしたい。本稿の記述の対象は「司法手続としての (procédures judiciaires) 倒産手続」である。もっとも、フランスでは 2005 年以降、多種の「司法手続としての倒産手続」が設けられている。そこで、以下簡単に説明する。

司法手続としての倒産手続として、企業救済手続 (sauvegarde)、裁判上の更生手続 (redressement judiciaire)、裁判上の清算手続 (liquidation judiciaire) に加え、企業救済手続から派生した手続として、迅速企業救済手続 (sauvegard accélérée) と迅速金融企業救済手続 (sauvegard financière accélérée)、清算に属する手続として簡易清算手続 (liquidation simplifiée)、そして、事業者再生手続 (rétablissement professionnel) がある。

1985 年 1 月 25 日法制定時点で、司法手続としての倒産手続として設けられたのは、裁判上の更生手続と裁判上の清算手続であった。名称を見ればわかる通り、前者は企業再建を目指す手続、後者は清算型手続である。両手続の共通点は、手続開始要件を支払停止⁸とする点であった。フランス法では長らく、この支払停止が、司法手続としての倒産手続と、合意に基づく (amiable) 解決手続との分岐点とされていた。しかし、企

⁷ なお、本稿で挙げている条文は、特に明示がない限り、フランス商法典の条文である。

⁸ 支払停止とは弁済期の到来した債務を処分可能な財産で弁済することができない状態 (l'impossibilité de faire face au passif exigible avec l'actif disponible) (L.631-1 第 1 項) と定義されている。従ってフランス法における支払停止概念は、日本でいうところの支払不能概念に近似するものとみることができる。

業再建に向けた手続開始時点を支払停止とすることは遅きに失するとの意見から、支払停止には至っていないが克服できない困難を抱える企業に対し、司法手続としての救済手続を設けることとし、2005年7月26日法で企業救済手続が設けられた。また、不動産を保有していない中小企業の清算手続を簡易化し、手続の迅速な終結を図った簡易清算手続は2005年法から導入されていたが、その後、2008年12月18日オールドナンスは、一定以下の規模の企業については、簡易清算手続の利用を義務化した⁹。

迅速金融企業救済手続は2010年10月22日法で、迅速企業救済手続は2014年3月12日オールドナンスで、それぞれ設けられた制度である。アメリカ法の《prepackaged plan》の影響を受け、当時実務で用いられた手法を制度化したものであるが、その手続構造の特色は、合意に基づく手続である調停手続と、司法手続としての倒産手続である企業救済手続を接続させ、調停手続で多くの債権者は合意したが少数債権者の反対で調停不成立とされた案（plan）を、調停不成立後に申し立てた企業救済手続における計画案とし、調停案に反対した少数債権者を、後の企業救済手続内での債権者委員会による多数決で抑え込むことにある。従って、迅速企業救済手続、迅速金融企業救済手続では、調停手続が先行することは義務的であり¹⁰、かつ、後の債権者委員会における多数決を予定することからして、債権者委員会を設置できる一定規模以上の企業に適用が限られる¹¹。また、非常に短期での手続終結が予定されている¹²。

⁹ 2019年5月22日 Pacte 法制定以前は、簡易清算手続を義務的に利用すべき者（税抜総売上高30万€以下かつ手続開始前6か月従業員数が1名）と任意で利用できる者（税抜総売上高30万€を超えるが75万€以下、かつ手続開始前6か月従業員数が5名以下）に分かれていた。しかし、Pacte 法により、義務の利用基準が「税抜総売上高75万€以下、かつ手続開始前6か月従業員数が5名以下」（D.641-10）に引き下げられたため、任意の簡易清算手続利用制度は消滅した。A. Jacquement, N. Borga, T. mastrullo, op. cit., n°1041.

¹⁰ 通常の企業救済手続では、手続を開始するためには債務者が支払停止にないことが必要である。しかし、迅速企業救済手続および迅速金融企業救済手続では、先行する調停手続について、債務者が支払停止後45日以内であれば調停の申立てができる（L.611-4）。このこととの関係で、迅速企業救済手続および迅速金融企業救済手続開始申立時に債務者が支払停止にあっても、それに先立つ調停手続開始申立ての日より前45日を超えて支払停止になければ、債務者はこれらの手続開始申立てをすることができる（L.628-1第4項）。

迅速金融企業救済手続は、債権者を金融債権者に特化したうえで制度化したものであり、当初は金融債権者および社債権者のみを対象とする迅速金融企業救済手続のみの立法であったが、その後の2014年に、金融債権者以外の債権者にも適用対象を拡張し、迅速企業救済手続として規定が整備された¹³。また、同じ2014年に、支払停止かつ、更生が明らかに不可能な状態にある一定規模以下の財産しか有しない自然人事業者が、処分権喪失を伴わず事業を継続しながら迅速な手続でその債務消滅の効果をを得ることができる旨定める事業者再生手続が設けられた¹⁴。

¹¹ 計算書類が会計監査役により認証されるかまたは専門会計士により作成され、かつ、従業員数20人、税抜総売上高300万€、資産総額150万€のうちの少なくとも一つの基準を超える企業、または、連結財務諸表を作成している企業(L.628-1第3項、D.628-3)。債権者委員会設置が義務付けられる基準は従業員数150人または総売上高2000万€の債務者であるから、債権者委員会設置基準よりは緩やかな基準である。

¹² 迅速企業救済手続では手続開始判決から3か月、迅速金融企業救済手続では手続開始判決から1か月での手続終結が予定されている。この期間内に計画認可判決ができなければ、裁判所は手続を終結させなければならない(L.628-8、L.628-10第2項)。

¹³ C Saint-Alary-Houin, op. cit., n°960-976 ; L Antonini-Cochin, L C Henry, Droit des entreprises en difficulté., 2^e éd., Lextenso, 2019, p.135-141.

¹⁴ 事業者再生手続は、裁判上の清算手続はわずかな財産で個人で事業を行う者にとって手続的に重いこともあり、消費者法典に設けられている個人再生手続(rétablissement personnel)を参考に、手続の迅速性を確保する一方、債務の全部(又は一部)免除という強い効力を付与することで、個人事業主の再生(rebond)を促進させる目的で設けられた。従って、手続の目的の重点は個人の再生にあり、手続開始により債務者は財産の管理処分権を喪失せず、債権者も個別追求権は停止されず、また、手続内で債権調査も債務者の財産換価も予定しない点で、厳密な意味での倒産手続(集団の手続: procédure collectif)ではないとされる。

債務者に有利な強い効果があることから濫用の恐れがあるため、適用要件は厳格である。要件(L.645-1)として、①債務者が、商業的(commerciale)、手工業的(artisanale)、農業的(agricole)、自由業的(libérale)活動に現に従事しているか、活動を停止して1年未満の自然人であること(なお、自然人であっても、有限責任個人事業主EIRLは対象外である)②過去6か月従業員を雇用しておらず(労働訴訟が係属中でもない)、かつ保有財産が5000€に満たないこと(R.645-1:ただし、Pacte法により将来基準額の改正が予定されている)③債務者が支払停止にあり、かつ更生があきらかに不可能であること④債務者が過去5年間財産不足による清算手続終結又は事業者再生手続の終結決定の対象となっていないこと(L.645-2)⑤

本稿では、フランス法の以上の手続のうち、司法手続としての倒産手続の主たる手続である、企業救済手続、裁判上の更生手続、裁判上の清算手続を中心に扱う。

2. 対象局面

また、透明性の問題はこれら手続の全体におよぶが、筆者の調査能力

債務者は誠実 (bonne foi) であること (L.645-9 参照) が必要である。

2014 年の立法以来、自然人債務者による申立てについては、裁判上の清算手続開始申立てが事業者再生手続開始申立てを兼ねることとされていた。しかしこれに対しては、債務者は事業者再生手続のみ独立して申立てをすることができず、債務者から手続利用の機会を奪うとの批判があった。そこで、2019 年 5 月 22 日 Pacte 法は、自然人債務者が裁判上の清算手続開始の申立てをした場合 (改正後 L.641-1 I 第 3 項)、債務者が裁判上の更生手続の申立てをしたが更生があきらかに不可能であり、裁判所が裁判上の清算手続を決定すべき場合 (改正後 L.631-7 第 3 項)、または、企業救済手続もしくは裁判上の更生手続で決定された計画履行中に債務者が再度支払停止に陥ったため、裁判所が当該履行中の計画を解除し、裁判上の清算手続を決定すべき場合 (改正後 L.626-27 I 第 3 項、L.631-20-1) には、裁判所はまず事業者再生手続適用の可能性を検討しなければならないこととした。この場合において、債務者が事業者再生手続開始の要件を満たすとき、裁判所は債務者の合意を得て事業者再生手続開始決定をする。

事業者再生手続開始決定がされれば、裁判所は選任裁判官 (juge commis) と債権者側受任者 (mandataire judiciaire) を選任する (L.645-4 第 1 項 2 項)。選任裁判官が手続を主導し、債権者側受任者は選任裁判官を補助する。債務者の積極、消極財産状況に関する情報は、選任裁判官が収集すると同時に、債権者側受任者が債権者から収集する (L.645-4 第 1 項、L.645-8)。なお、上述のとおり手続開始判決により債権者の個別追求権は停止しないが、選任裁判官は債務者の申立てにより、弁済を手続終了まで最大 4 か月間猶予できる (L.645-6)。手続期間は 4 か月だから (L.645-4 第 4 項)、手続終了時まで弁済が猶予されることになる。

その後、選任裁判官は検察官の意見および債権者側受任者の報告書に基づき、事件を裁判所に送致する。送致を受けた裁判所は、裁判上の清算手続開始を決定するか、清算を伴わない事業者再生手続終結判決をする。事業者再生手続終結判決の効果は、手続開始判決前に発生し、かつ債務者が選任裁判官に知らせ、債権者側受任者が債権者から通知を受けた債務の消滅であるが、給料債務、扶養債務、犯罪行為から発生した債務等は債務消滅の対象外である。消滅の対象となる債務は判決内に明記される (L.645-11)。A Jacquement, N Borga, T mastrullo, op. cit., n°1052-1057 ; C Saint-Alary-Houin, op. cit., n°1410-1423 ; L Antonini-Cochin, L C Henry, op. cit., p.195-199.

の問題もあり、手続の重要局面である 1. 債務者の積極消極財産調査、2. 手続機関による情報収集と情報の流通、3. 救済計画、更生計画案策定、4. 換価、の各局面に対象を絞り説明する。

三. 概説

1. 債務者の積極消極財産調査に関わる局面

(一) 債務者財産情報

(1) 財産目録および担保一覧

債務者に企業救済手続、裁判上の更生手続、裁判上の清算手続のうち、いずれの手続が開始された場合であっても、手続機関は債務者財産の散逸を避けるため、あるいは更生の可能性をいち早く判断するためにも、債務者の財産状況をいち早く知る必要がある¹⁵。そこで、財産目録および担保一覧が、手続開始後速やかに作成されなければならないとされている (L.622-6 第 1 項)¹⁶。

財産目録および担保一覧の作成主体は、企業救済手続の場合においては、債務者の選任申立てがあるときは、手続開始判決において裁判所が選任する競売吏 (commissaire-priseur judiciaire)、執行吏 (huissier)、公証人 (notaire)、または宣誓商品仲買人 (courtier de marchandises assermenté) のいずれかの者である。債務者による選任申立てがないときは、債務者が作成する (L.621-4 第 6 項、L.622-6-1 第 1 項)¹⁷。債務者が

¹⁵ M-P Dumont-Lefrand, J.-Cl. com., fasc. 2325, n° 11.

¹⁶ 財産目録作成により、目録掲載財産が手続開始の日に現物で存在することが証明され、第三者が債務者に対し取戻訴権または返還請求権を行使したときに、この事実につき第三者は証明を免れる。他方、目録作成は義務であり、この義務を怠った場合であっても一種の制裁として、義務に従い目録を作成した場合と同様の効果が生じるとされる。つまり、第三者による取戻訴権、返還請求権行使の場面で証明責任が転換され、当該財産が手続開始の日に現物で存在していなかったことを債務者側が証明する必要がある (Cass. com., 1 déc 2009, L.622-6 第 5 項参照)。M-P Dumont-Lefrand, J.-Cl. com., op. cit., fasc. 2325, n° 14 ; A Jacquement, N Borga, T mastrullo, op. cit., n° 316.

¹⁷ 債務者は企業救済手続申立書において、経営難の原因および克服できない理由を明らかにするとともに、手続開始後自ら財産目録を作成するかまたは財産目録を作成する者の選任を求めるか、自ら財産目録を作成する場合にはその作成に必要な期間、を明らかにしなければならない (R.621-1 第 1 項)。

作成するときは、債務者に対する監督の観点から、債務者はその進捗状況を、管理人が任命されているときは管理人 (administrateur judiciaire)、および、債権者側受任者 (mandataire judiciaire) に対し伝えなければならない (R.622-4-1 第 1 項)。また債務者はこれらの書類について、会計監査役 (commissaire aux comptes) 又は専門会計士 (expert-comptable) の認証を受けなければならない (L.622-6-1 第 1 項)。債務者が手続開始判決から 8 日以内に作成を開始しないか判決により定められた期間中に完成しないときは、受任裁判官 (juge-commissaire) が、競売吏、執行吏、公証人、宣誓商品仲買人の中から適任者を選任し、財産目録および担保一覧を作成させる (L.622-6-1 第 2 項)。

これに対し、裁判上の更生手続、裁判上の清算手続では、財産目録および担保一覧を作成するのは、競売吏、執行吏、公証人、宣誓商品仲買人から裁判所が選任した者である (L.631-9 第 3 項、L.641-1 II 第 7 項)¹⁸。債務者による作成は予定されていない。

これら財産目録、担保一覧は、裁判所書記課に提出され、また、写しが債務者、管理人、債権者側受任者、清算人に渡される (R.622-4 第 4 項、R.631-18 第 1 項、R.641-14 第 1 項)。

(2) 財産評定

裁判上の更生手続と裁判上の清算手続では、財産目録作成と同時に、目録掲載財産を評定 (prise) をしなければならない (L.631-14 第 2 項、L.641-4 第 4 項)。

裁判上の更生手続または裁判上の清算手続内では企業譲渡の可能性があり、手続の早い段階で財産評定が行われ第三者に開示されることは、潜在的譲受人にとって非常に有益であるとされる¹⁹。他方で、企業救済手続では債務者が支払停止に至っていないことが手続開始要件であり、従前の経営者が経営を継続する継続計画を前提とし、原則として企業譲

¹⁸ 債務者が法またはオルドナンスにより規律され、またはその資格が保護されている自由専門職 (profession libérale) 従事者であるとき、財産目録は、債務者が所属する職業団体、所管機関の代表者の同席の下で作成される。財産目録作成は債務者の職業上の秘密を侵害できない (L.622-6 第 4 項)。

¹⁹ A Jacquement, N Borgia, T mastrullo, op. cit., n°314 ; C Moulette, Le repreneur: la rédaction des offres de reprise et leur portée, Rev. proc. coll., nov. 2015, dossier 51, n° 8.

渡は行われない。従って、企業救済手続においては、財産評定は行われない²⁰。

これら財産評定は、裁判所書記課に提出され、また、写しが債務者、管理人、債権者側受任者、清算人に渡される（R.622-4 第 4 項、R.631-18 第 3 項、R.641-14 第 2 項）。

（３）債務者の義務

いずれの手続においても、債務者に対しては、次の義務が課される。

—財産目録に、第三者から取り戻される可能性のある財産についての情報を補足しなければならない（L.622-6 第 1 項、L.631-14 第 1 項、L.641-1 I 第 1 項）²¹。

—財産目録作成者に対し、動産質、債権質が設定されている財産、税関の管理下にある財産、または受託財産、賃貸借、ファイナンスリースにより留置している財産、所有権留保が付されている財産といった、債務者が所有者でなく第三者から返還請求される可能性がある財産リストを渡さなければならない。これらのリストは、財産目録に添付される（R.622-4 第 2 項、R.631-18 第 1 項、R.641-14 第 1 項）。

また、債務者は、管理人、債権者側受任者または清算人に対し、以下の義務を負う。

—債権者、その債権額、主たる未履行契約（*principaux contrats en cours*）、債務者が当事者となっている係属中の訴訟（*instance en cours*）に関する詳細な情報を含むリストを、手続開始判決から 8 日以内に渡さなければならない。これらは、管理人、債権者側受任者、清算人から裁判所書記課に提出される（L.622-6 第 2 項、L.631-14 第 1 項、L.641-1 I 第 1 項、R.622-5 第 1 項 2 項、R.631-18 第 1 項、R.641-14 第 1 項）。

²⁰ もっとも、財産評定は、企業救済手続から裁判上の更生手続に最終的に移行する場合には義務的になる。その場合には、企業救済手続期間内に作成される財産目録に照らし、評定が行われる（L.621-12 第 1 項）。

²¹ 債務者が有限責任個人事業主（*entrepreneur individuel à responsabilité limitée*）であって、第三者からの取戻し請求の対象となる事業財産が、手続が開始された事業財産以外の債務者の他の財産の中に含まれるときは、その財産についても明示しなければならない（L.622-6 第 1 項、L.624-19）。

- 手続開始判決後速やかに、全ての事業所を知らせ、そこへ立入りできるようにし、従業員リスト、従業員へ支払われる給料およびその手当を決めるあらゆる情報を伝えなければならない（R.622-2、R.631-18 第 1 項、R.641-14 第 1 項）。
- 債務者が自然人で商業会社登記簿（Registre du Commerce et des Sociétés : RCS）または手工業者名簿に登録されていない者であり、かつ、事業財産として充当されていない不動産上の権利について差押禁止の届出（déclaration d'insaisissabilité）をしている場合には、その旨債権者側受任者に知らせなければならない（R.622-4 第 3 項、R.631-18 第 1 項、R.641-14 第 1 項、L.526-1 第 2 項）。

裁判上の更生手続および裁判上の清算手続にある債務者がこれらの義務を怠れば、意図的に手続機関との協同を止め手続を阻害したとして個人制裁（faillite personnelle）の適用事由に該当し得る（L.653-5 5°）。また、債務者が、L.622-6 所定の情報を手続開始判決から 1 か月以内に、不誠実に、管理人、債権者側受任者、または清算人に対し渡さなかったときは、直接間接を問わず事業に関するあらゆる経営管理が禁止される（L.653-8 第 2 項）²²。さらに判例によれば、清算手続において、債務者が債権リストに債務を記載せずに隠蔽し、債権者側受任者または清算人が債権者に対し債権届出義務の通知を行うことを妨げれば、この行為は、詐害行為に該当し（L.643-11 IV）、隠蔽された債務の債権者は清算手続終結後も債権の個別追求が可能になる²³。もっとも、企業救済手続にある債務者に対しては、開示義務違反の制裁は課されない（L.653-1 参照）。

（４）第三者による情報提供

手続開始判決のときから、全て第三者は、管理人、債権者側受任者に

²² 上述のとおり、債務者は、L.622-6 第 2 項に規定される情報を、手続開始判決から 8 日以内に、手続機関に対し引き渡さなければならない（R.622-5 第 2 項）。しかし、この義務の不履行の場合に、債務者に対し L.653-8 第 2 項の制裁が課されるのは、手続開始判決から 1 か月経過しても債務者が履行しない場合である。従って、引渡義務を履行しなければならない期間と、義務不履行の場合に制裁が課される期間とは異なる。A Cerf-Hollender, J.-Cl. com., fasc. 2910, n°50, 82, 84.

²³ Cass. com., 26 oct. 1999. 本来、財産不足を理由に清算手続終結判決がされれば、債権者による個別追求権は終局的に停止する。

対し、これらの者から要求されれば、会計書類および帳簿（documents et livres comptables）を提出する義務を負う（L.622-5、L.631-14 第1項）。この規定は、報酬を受領していない専門会計士が、自ら保有する債務者の会計情報が記載された書類上に寄託物留置権（民法典 1948 条）を行使する可能性があることから、この行使を妨げ、手続機関が債務者の会計に関する情報取得を容易にすることを目的としている²⁴。

（二）消極財産情報

（1）債権者による情報提供義務—債権届出—

上述の通り、債務者は、管理人、債権者側受任者または清算人に対し、債権者、その債権額の詳細について記載されたりストを、手続開始判決から8日以内に引き渡す義務を負う。従って、これらの手続機関は、債務者が負担する債務総額については一応、債務者が提供する情報から認識することができる。但し、債務を完全に把握されたくない、又は債務を把握できていない債務者もあり、債務総額に関する情報を債務者の行為のみに依ることはできない。そこで法は、一定の範囲の債権者に対し、債権額を把握するため、債権届出義務を負わせている。債権者は義務を怠ると、後述の制裁を受ける。

A. 債権届出義務主体

債権届出義務を負担する債権者は、手続開始判決前に生じていた全ての債権の債権者である²⁵。公示されている担保権者、ファイナンスリース債権者等債務者と契約関係にあり、その契約が公示されている者も含まれる。国庫および社会保障機関、AGS²⁶ 債権も届出義務の対象となる。これら届出義務は、名義（titre）取得の有無、債権の数額の確定、弁済期

²⁴ M-P Dumont-Lefrand, J.-Cl. com., op. cit., fasc. 2325, n°17.

²⁵ ただし、清算手続においては、財産換価金が手続費用と優先債権者への弁済でなくなることが予想される時には、一般債権の債権調査は行われない（L.641-4 第2項）。

²⁶ 賃金債権保険制度運営協会（Association pour la Gestion du régime d'assurance des créanciers des Salaries）は、裁判上の更生手続または裁判上の清算手続にある企業に代わり、従業員との雇用契約から生じた債権の一部を代位弁済する。AGS が債務者から債権を回収するためには、原則として、債権届出をしなければならない。C Saint-Alary-Houin, op. cit., n°1133 以下参照。

の到来の有無にかかわらない（L.622-24 第 1 項第 4 項第 5 項、L.631-14 第 1 項、L.641-3 第 4 項）。但し、従業員債権者²⁷、扶養債権の債権者等一部の債権者については、届出義務を免れる（L.622-24 第 1 項第 8 項、L.631-14 第 1 項、L.641-3 第 4 項）。また、手続開始判決後に債務者に対し債権を取得した債権者であって、優先的弁済が保障されている債権者以外の債権者も届出義務を負う（L.622-24 第 6 項、L.631-14 第 1 項、L.641-3 第 4 項）²⁸。

²⁷ 従業員債権者が有する AGS による代位弁済対象外の債権については（AGS が代位弁済する債権額には上限がある）、失権を避けるため債権者側受任者または清算人によって債権記録が作成され、債権調査のため従業員の代表者に対し送られる。したがって、従業員債権者の債権については特別の制度に服する（L.625-1 以下）。C Saint-Alary-Houin, op. cit., n°770.

²⁸ フランスでは歴史的に、手続開始後に債務者に対し債権を取得した者は、債務者の営業継続・更生に寄与する者として「債権者団に対する債権者（créanciers de la masse）」と呼ばれ、「債権者団内の債権者（créanciers dans la masse）」と呼ばれる手続開始前の債権者とは区別され、債権者団の集団的な規律に服さず債権者団が優遇することを認めている債権者として、手続内で優先的地位が付与されていた。1985 年 1 月 25 日法により債権者団（masse）の概念は消滅したが、1985 年法は、手続開始後の債権者に、担保権者をも上回る優先的地位を認めた。しかしこれに対しては主として、通常手続開始前に担保をとり与信をする金融機関から相当な批判があった。そこで、1994 年 6 月 20 日改正法を経て 2005 年 7 月 26 日改正法、また 2008 年 12 月 18 日オルドナンスで、手続開始後の債権者を優先する基準を設け、優先権付与の対象を限定した。その上で、企業救済手続、裁判上の更生手続と裁判上の清算手続を分け、前者（企業再建を目指す手続）においては手続開始後基準を満たした債権は担保権者よりも優遇されるが（L.622-17、L.631-14 第 1 項）、後者（清算型手続）では、手続開始後基準を満たした債権であっても、一定の担保権者に劣後させた（L.641-13 II）。P Pétel, op. cit., n°206-207 ; C Saint-Alary-Houin, op. cit., n°663-665.

手続開始後の債権が優遇されるためには、手続開始後に発生した債権であること（postériorité）、正規に発生した債権であること（régularité）、調査手続またはその後の手続に有用であること（utilité）が必要である。これらの要件を満たした債権は手続に拘束されず、弁済期に弁済を受けることができる（L.622-17 I、L.631-14 第 1 項、L.641-13 I）。これに対し、手続開始判決後に発生した債権ではあるが、有用性を欠く債権については、優先的弁済は認められず、手続開始判決前の債権と同様に扱われる。従って、このような債権は債権届出の対象となるし（L.622-24 第 6 項、L.631-14 第 1 項、L.641-3 第 4 項：なお、正規性を欠く債権は手続外の債権となる）、加えて、弁済も禁止され、債務者に対する追求権も停止する。

B. 債権者側受任者または清算人による債権届出義務の通知

届出義務の存在を債権者に認識させる契機を、手続開始判決の公告のみとすると、債権者が届出義務の存在について認識しない危険が多分にある。そこで、債権者側受任者または清算人は、手続開始判決から15日以内に、知れたる債権者²⁹に対し債権届出すべきことを通知する（R.622-21 第1項、R.641-25）。もっとも、公示されている権利を有しない債権者に対する通知は普通郵便でされ、通知がなかったとしても、債権届出期間に影響はない³⁰。

これに対し、債権者側受任者または清算人は、公示されている担保権者および債務者との契約が公示されている債権者に対しては、公に知れる債権者であるとして、債権者一般に対する通知とは別に、債権届出義務の通知をしなければならない（L.622-24 第1項、L.631-14 第1項、L.641-3 第4項）。これらの者に対する通知については、要求される通知内容は債権者一般に対する通知と同様であるが、債権者一般に対しされる通知と異なり、配達証明付書留郵便により通知される（R.622-21 第3項、R.641-25）。形式的要件を欠く通知は、次項の債権届出期間の起算点を生じさせない（L.622-24 第1項、L.631-14 第1項、L.641-3 第4項）³¹。

²⁹ 「知れたる」債権者とは、手続開始時に債務者が提出しなければならない債権者リスト内に記載されている者の事をいう（L.622-6 第2項、R.622-21）。

³⁰ 法の定めるところによれば、債務者は手続開始判決から8日以内に債権者リストを債権者側受任者または清算人に提出し、それに基づき債権者側受任者または清算人は手続開始判決から15日以内に債権リストに掲載されている債権者に対し債権届出通知を行わなければならない、債権総額把握に向けた初期段階の手続を非常に短期間で行うことを予定している。このことに対しては、非現実的と評され、実際は実現することは困難なようである。A Jacquement, N Borga, T mastrullo, op. cit., n° 517.

通知には、債権届出、失権からの回復請求、取戻訴権、返還請求訴訟のため遵守しなければならない期間と手続に関する法規が転載される。また、監督委員（contrôleurs）の選任および債権者の情報請求権に関わる L.621-10、R.621-19、R.621-24、D.814-58-3 の規定も転載される（R.622-21 第3項、R.641-25）。

³¹ 法が定める形式を満たさない通知が、実際に債権者に対し不利益を与えたかどうかは重要でない。通知を法が要求する書留ではなく普通郵便で送付した事案として、Cass. com., 14 mars 2000、法が定める記載内容を欠く内容の通知を発した事案として、Cass. com., 15 mai 2001 がある。A Jacquement, N Borga, T mastrullo, op. cit., n°520.

C. 債権届出の起算点および期間

債権者の債権届出期間は、公示された権利を有しない債権者については、手続開始判決が民商事公報（Bulletin Officiel Des Annonces Civiles et Commerciales : BODACC）に公告された時から2か月（R.622-24 第1項、R.641-25）、手続開始判決日に公示されていた担保権または公示されていた契約を有していた債権者については、これらの者に対する債権者側受任者からの独自の債権届出義務の通知の時から2か月である（L.622-24 第1項、L.631-14 第1項、L.641-3 第4項、R.622-24 第1項、R.641-25）³²。

³² 債権届出の起算点および期間については、いくつか例外が認められている。例えば、

- 手続開始判決日に公示されていた担保権または公示されていた契約を有し、独自に通知を受けたが、通知から2か月を過ぎてもBODACC上での手続開始判決公告から2か月以内であれば、届出を有効にすることができる。Cass. com., 18 juin 2013.
- 手続開始後債権でL.622-17に定める優先権が認められず、債権届出に服する債権については、届出期間の起算点は債権の弁済期である（L.622-24 第6項、L.631-14 第1項、L.641-3 第4項）。
- 付帯私訴当事者については、債権額が手続開始前に終局的に確定しているときの起算点は通常の債権と同様BODACC上での手続開始判決公告の時、債権額が手続開始後に終局的に確定するときは、債権額が終局的に確定した時である（L.622-24 第7項、L.631-14 第1項、L.641-3 第4項）。
- 債権が失権から回復したとき、債権届出期間およびその起算点は、失権回復決定の通知の時から1か月である（L.622-24 第1項、L.631-14 第1項、L.641-3 第4項）。
- 手続を開始した裁判所の所在地がフランス本土であるとき、フランス本土外に居住する債権者に対しては、債権届出期間は4か月である。逆の場合、すなわち、手続が係属している裁判所が海外県または地方公共団体であり、債権者が当該海外県または地方公共団体に居住していないときについても、債権届出期間は4か月になる（R.622-24 第2項第3項、R.641-25）。
- L.622-13の意味における未履行契約（contrat en cours）の解除から生じた債権について届出する場合には、届出期間および起算点は、法律上当然解除の日または解除を宣言する決定の通知の日から1か月である。ただし、当該1か月の期間が手続開始判決公告の日から2か月の期間が経過する前に到来するときは、通常の規律に従う（R.622-21 第2項、R.641-25）。A Jacquement, N Borga, T mastrollo, op. cit., n°514.

D. 債権届出の形式および内容

債権届出の形式について法は定めていない。届出は普通郵便で提出することができ、印紙の貼り付けを必要とせず、ファックスによる提出でも良い³³。2015年10月5日以降、オンラインで届出することができる³⁴。届出書はフランス語で作成されなければならないが、支払不能手続に関する2015年5月20日EU規則によれば、EUの公用語で記載された届出が認められる³⁵。届出は債権者側受任者に対してしなければならない。

³³ Cass. com., 17 déc. 2003.

³⁴ <https://creditors-services.cnajmj.fr/>

このポータルサイトは2011年3月28日法が管理人及び債権者側受任者全国評議会 (Conseil National des Administrateurs Judiciaires et des Mandataires Judiciaires : CNAJMJ) に対し電子通信サービスポータルサイト設置権限を付与することによりCNAJMJにより設置された (L.814-2 第2項)。ポータルサイト設置計画当初の予定では、その設置目的は、債権届出および司法受任者 (管理人、債権者側受任者) と経営難企業の取引先との間でのやり取りを行うことにあったが、裁判文書伝達弁護士専用サイト (Réseau Privé Virtuel des Avocats : RPVA)、電子伝達 (communication électronique) にかかわる民事訴訟法上の規定に触発され、文書伝達を目的とするようになった、とのことである。

当該ポータルサイトでは、サイトを介して、管理人または債権者側受任者が名宛人に対し文書を交付し、または、文書発送者から発送された文書を管理人または債権者側受任者が受領することができる。しかしそのためには、文書名宛人、文書発送者が、このポータルサイトを介する方法で文書を受け、発送することを明示的に求めまたは同意する必要がある (L.814-13 第2項)。

管理人または債権者側受任者から、またはこれらの者から名宛人に対し、当該ポータルサイトを介した文書による情報伝達が行われるのは、概ね以下の手続段階である (R.814-58-3 参照)。

- 一債権届出 (その後の届出に対する異議および異議に対する30日以内の返答)
- 一所有者による財産の取戻権および返還請求権行使
- 一契約の相手方による未履行契約 (contrats en cours) に関する請求

X Huertas et N Herzog, Lancement du portail électronique www.creditors-services.com par le Conseil national des administrateurs judiciaires et des mandataires judiciaires: le droit des entreprises en difficulté prend le virage du numérique, Rev. proc. coll., nov. 2015, alerte 21 ; P Rossi, Quelques observations sur le nouveau portail électronique confié au CNAJMJ, Rev. proc. coll., nov. 2015, étude 21 参照。

³⁵ Règle. n° 2015/848, art.55 ; C Saint-Alary-Houin, op. cit., n°790.

届出内容に関しては、手続開始判決時の債権額、弁済期が到来していない債権についてはその額と弁済期、債権に担保が付されているときは、その担保についても明らかにする必要がある（L.622-25 第 1 項、L.631-14 第 1 項、L.641-3 第 4 項）。債権が名義（titre）によらないときは、債権の存在および額を証明できる要素を明示しなければならない、債権額が確定しないときはその評価額、利息の計算方法、届出債権について訴訟が提起されているときは、係属している裁判所についての情報を含む。併せて、これら全てについて証明する文書を添付しなければならない（R.622-23、R.641-25）。手続開始後に発生した債権が、継続的契約（contrat à exécution successive）から生じた債権であって、優先弁済が保障されない債権である場合には、その債権の債権者は、既に弁済期が到来した分および将来到来すべき評価額を合わせ総額を届け出る（R.622-22 第 1 項、R.641-25）。

E. 債権届出義務違反に対する制裁

債権者が期間内の届出を怠れば³⁶、その債権は債務者に対し対抗できない（L.622-26 第 2 項、L.631-14 第 1 項、L.641-3 第 4 項）^{37 38}。ただし、

³⁶ 商法典の中には、債務者が負担する上述の手続開始判決から 8 日以内の債権者側受任者または清算人に対する情報通知義務につき、債務者がこれを履行すれば、債権者の代わりに届出行為をしたものと推定する旨の規定がある（L.622-24 第 3 項、L.631-14 第 1 項、L.641-3 第 4 項）。この規定により債務者による債権者側受任者、清算人への通知をもって債権者による債権届出を推定させるためには、法が債権者に届出を求めている情報内容とはほぼ同じ内容、すなわち、手続開始判決から 2 か月以内に、手続開始判決時の債権額、弁済期が到来していない債権についてはその額と弁済期、債権に担保が付されているときは、その担保、また利息の計算方法についての内容が含まれるようにしなければならない（R.622-5 第 3 項、R.631-18 第 1 項、R.641-14 第 1 項）。そこで、債務者による債権者側受任者、清算人への通知がこれらの内容を欠く場合に推定への影響が問題になるが、判例は、債務者が提出したリスト上に債権者の名前のみ記載され、債権額についての記載を全く欠いていた事案において、届出された情報内容の限度で推定を認める旨判示した（Cass. com., 5 sept 2018）。

いずれにしても、債務者による通知遺漏は、債権者による失権からの回復請求の原因事由となる（L.622-26 第 1 項、L.631-14 第 1 項、L.641-3 第 4 項）。J Vallansan, J.-Cl. com., fasc. 2352, n°82, 129 ; A Jacquement, N Borga, T mastrullo, op. cit., n°527 ; C Saint-Alary-Houin, op. cit., n°786.

債権者が失権からの回復請求を行い受任裁判官がこれを認めれば、債権者による回復請求以降に実施される配当を受けることができる（L622-26 第 1 項）³⁹。

³⁷ 2005 年法改正以前の旧 L621-46 第 4 項は、債権届出を怠ると、失権からの回復（relevé de forclusion）が認められない限り、債権は消滅すると定めていた。しかしそれでは、債権が消滅すれば、債権に附随する保証も担保権も消滅することになるが、そうすると、支払不能手続開始は手続開始時に他のメンバー国にある債務者財産に設定された債権者または第三者の（担保）物権を害しない（n'affecte pas）旨定める支払不能に関する 2000 年 5 月 29 日 EU 規則第 5 条第 1 項（2015 年 5 月 20 日 EU 規則第 8 条）にそぐわないこと、また債権届出義務懈怠の制裁が重すぎると批判された。そこで、最終的に 2008 年オールドナンスで、債権届出義務を懈怠すれば、その債権は債務者に対抗できない（inopposables au débiteur）と規定されるに至った（L622-26 第 2 項）。A Jacquement, N Borgia, T mastrullo, op. cit., n°542.

³⁸ 前注のとおり、L622-26 第 2 項は、債権者が債権届出を怠った効果として、債権者と債務者との関係を説明するために、「債務者に対抗できない」と定めるが、通常に対抗概念は第三者との関係を説明するために用いられるので、ここでの対抗概念は通常の用法と異なる。しかし、これは「手続に対抗できない」と同義であるとされる。A Jacquement, N Borgia, T mastrullo, op. cit., n°541 ; C Saint-Alary-Houin, op. cit., n°797 ; P Pétel, op. cit., n°393.

その結果、届出を怠った債権者は、いずれの手続においても、手続内で配当を受けることができず、その債権を自動債権として牽連関係にある債務と相殺すること、留置権を主張することもできない。また、債務者が企業救済手続、裁判上の更生手続にある場合においては、債務者が計画通り履行する限りにおいて、計画の履行中も、さらには計画履行完了後も、債権者は債務者に対し自らの権利主張することはできず、対抗不能の状態が永続する（L622-26 第 2 項、L631-14 第 1 項）。なお、債務者が清算手続にあり、財産不足を理由とする清算手続終結判決がされる場合には、一定の例外を除き、判決の効果として、全ての債権者の個別追求権が終局的に停止する（L643-11 第 1 項）。

これに対して、債権者が届出を怠り失権からの回復が認められないとしても、債権自体は消滅しないから、原則として第三者に対し権利行使することは妨げられない（もっとも、保証人に対する場合には、保証人による弁済後の主債務者への代位が制限されることによる問題は生じ得る）。なお、債務者が企業救済手続、裁判上の更生手続にある場合において、債権届出の有無にかかわらず全ての債権者は、手続開始後計画認可判決まで、自然人たる共同債務者、人的物的担保権者に対し、権利を行使できない（L622-28 第 2 項、L631-14 第 1 項）。さらに、この自然人たる共同債務者等への権利行使の停止は、企業救済手続の場合に限り、計画履行中も継続する（L622-26 第 2 項、L631-14 第 6 項）。A Jacquement, N Borgia, T mastrullo, op. cit., n°539-546 ; C Saint-Alary-Houin, op. cit., n°797-799 ; P Pétel, op. cit., n°393.

(2) 債権者による情報提供義務—手続開始後債権に関する通知—

手続開始後に生じた債権で (posteriorité)、正規に (régularité)、調査期間およびその後の手続に有用 (utilité) な債権は、手続に拘束されず、弁済期に弁済される優先的扱いが認められる債権である (L.622-17 I、L.631-14 第 1 項、L.641-13 第 1 項)。このような債権は債権調査手続に服さず、債権届出を必要としない⁴⁰。但し、手続の迅速の観点⁴¹ から、弁済期に弁済を受けていない手続開始後債権の債権者は、企業救済手続、裁判上の更生手続においては管理人、管理人が選任されていないときは債権者側受任者、これらの機関が任務を終了したときは計画履行管理人 (commissaire à l'exécution du plan)、または清算人に対し、調査期間終了後 1 年以内に、その債権の存在を知らせなければならず、怠ると、優先権を喪失する (L.622-17 IV、L.631-14 第 1 項)⁴²。また、清算手続においては、弁済期に弁済を受けていない手続開始後債権の債権者は、債権者側受任者、任命されているときは管理人、または清算人に対し、遅くとも清算手続開始もしくは宣言判決公告の日から 6 か月以内、または譲渡計画認可判決公告の時から 1 年以内に、債権の存在を知らせなければ

³⁹ 債権届出を懈怠した債権者が失権から回復するためには、債権届出懈怠が債権者本人の所為 (due à leur fait) によるものでないことを立証するか、あるいは、手続開始時に債務者が管理人、債権者側受任者または清算人に対し提出する債権者リストから、当該債権者が遺脱していたことを証明すればよい (L.622-26 第 1 項、L.631-14 第 1 項、L.641-3 第 4 項)。

⁴⁰ 前掲注 28 参照。

⁴¹ 未弁済の優先債権者のリストがなければ、債権者側受任者は優先債権者へ弁済すべき額の予測がつかず、優先債権に劣後する債権への配当を先に行ったことで優先債権者への弁済分がなくなれば、債権者側受任者が個人的に責任を問われることもあり得るが、それを恐れて債権者側受任者が優先債権に劣後する債権への配当を躊躇えば、結果として手続が遅延する可能性がある。そこでそれを避けるために、このような制度を設ける必要があったと説明されている。しかしこれに対しては、債権者側受任者は、手続開始後債権の存在を良く知っているはずであり、異論があると評する論者もある。A Jacquement, N Borga, T mastrullo, op. cit., n°433-434 参照。

⁴² 「知らせる」とは、形式的な手続に従って届出されることを意味せず、文字通り知らせればよい。メールでも良い。C Saint-Alary-Houin, op. cit., n°683。

なお、この手続開始後債権に関する通知は、CNAJMJ が設置したポータルサイトからすることもできる。清算手続における場合 (L.641-13 IV) も同様である (R. 814-58-3 1° d)。

ならない (L.641-13 IV)。

企業救済手続、裁判上の更生手続において、管理人は、債権者から知らされた債権を債権者側受任者に通知する。管理人（管理人がいないときは債権者側受任者）は、未弁済の優先債権者のリストを作成し、彼らが任務を終了した時は、計画履行管理人または清算人が引き継ぎ、リストを補完する (R.622-15 第 1 項)。清算手続では、清算人がリストを作成する (R.641-39 第 1 項)。

これらの者により作成された未弁済の優先債権リストは、調査期間終了から 1 年後に裁判所書記課に提出される。裁判所書記課は、リストが提出された旨、また全て利害関係人はその掲載から 1 か月以内に、受任裁判官に対し異議を提出できる旨 BODACC に掲載する。異議が提出され、受任裁判官が未弁済の優先債権者リストへの掲載を拒絶した債権については、債権者が債権届出に必要な情報⁴³を補完することを条件に、手続開始前債権と同様に扱われ、正式に債権届出されたものとみなされる (R.622-15 第 3 項-5 項)。

2. 手続機関による情報収集と情報の流通に関する局面

フランスでは、司法手続としての倒産手続は基本的に、司法機関 (autorité judiciaire : 裁判所、受任裁判官、検察官) と、裁判所により任命される司法上の受任者 (mandataire justice : 管理人と債権者側受任者、清算手続の場合には清算人) の二元構成の機関により進められる⁴⁴。こ

⁴³ L.622-25 第 1 項、R.622-23 所定の情報である。前述 D. 債権届出の形式および内容参照。

⁴⁴ 1985 年 1 月 25 日法により改正される以前の倒産管財人 (syndic) は債務者と債権者の双方を同時に代理する立場にあったが、対立する利益を有する者の双方を代理する点において、その役割の曖昧さが批判された。そこで、1985 年法以降は、以前の倒産管財人は、調査期間内の企業経営管理および計画策定を担う管理人と、債権者の代表者として債権者の集团的利益保護の責任を負う債権者側受任者に機能分化した。A Jacquement, N Borge, T mastrullo, op. cit., n°259.

管理人、債権者側受任者ともに法律専門職であり、原則として、全国名簿登載者の中から裁判所により選任される。ただし、2015 年 8 月 6 日マクロン法に基づく 2016 年 6 月 2 日オルドナンスにより、小規模事業債務者（従業員のいない税抜総売上高 10 万 € 以下の債務者）の清算事件および事業者再生手続では、執行吏および競売吏から清算人を選任し、または債権者側受任者の権能を行使させることができるようになった (L.641-1 II、L.645-4 第 3 項、L.812-2 III)。また同法および同オル

の他、非専門職の補助機関として、従業員の代表者（représentant des salariés）、監督委員（contrôleur）がある。

これらの各手続機関の間では、以下のような情報取得、流通体制が取られている。

手続開始時に裁判所が必ず選任するのは、受任裁判官と債権者側受任者（または清算手続の場合には清算人）である⁴⁵。

（一）受任裁判官の情報収集権

受任裁判官は、「手続の進捗および対立する利益の保護に留意する責任を負い（L.621-9 第 1 項、L.631-9 第 1 項、L.641-11 第 1 項）」、裁判所に逐次手続の報告をして裁判所の補助をするとともに（R.662-12）、手続の最初から最後までのあるゆる段階で債務者、司法上の受任者およびその他の補助機関を監督し、または決定権限を行使することで、手続に介入することが求められている⁴⁶。そこで、受任裁判官には、手厚い情報

ドナンスにより、執行吏および競売吏の地位が統合され、2022 年 7 月 1 日から司法吏（commissaire de justice）として職権行使することが予定されている。F Reille, J.-Cl. com., fasc. 2235, n°9 ; N Fricero, J.-Cl. proc. civ., Synthèse- Actes de procédure, n°1 ; C Saint-Alary-Houin, op. cit., n°523, 1226.

⁴⁵ そして、裁判所は、従業員の代表者を選任するよう促す。従業員の代表者は、企業内に企業委員会（comité d'entreprise）が設置されているか、従業員代表（délégués du personnel）がいればその中から選任されるが、それがないときは従業員の中から選任される。その主たる任務は、従業員が債務者に対して有する債権の債権調査である。A Jacquement, N Borga, T mastrullo, op. cit., n°272 ; C Saint-Alary-Houin, op. cit., n°539 ; P Pétel, op. cit., n°147.

注：なお、2017 年 9 月 15 日法に基づく 2017 年 9 月 22 日オールドナンスは、企業内に従業員の代表機関を有し、従業員 11 人以上の企業については原則として遅くとも 2019 年 12 月 31 日までに、社会経済委員会（Comité Social et Economique : CSE）を設置するよう義務付けた。これに伴い、企業委員会および従業員代表制度は廃止された。企業委員会および従業員代表にかかわる従前の規定は今後社会経済委員会に適用される（企業委員会および従業員代表に関する規定は、従業員代表機関制度改正にもかかわらず改正されないまま残された）。J-Y Kerbourc'h, J.-Cl. travail traité, fasc. 14-2, n°1, 8 ; C Saint-Alary-Houin, op. cit., n°539.

⁴⁶ 具体例として、監督委員の任命（L.621-10 第 1 項、L.631-9 第 1 項、L.641-1 II）、管理人、債権者側受任者、計画履行管理人がした行為に対する不服申立てに関する判断（R.621-21 第 1 項）、債務者による日常業務を超える処分行為、担保権設定、仲裁契約締結、和解に対する許可（L.622-7 II、L.631-14 第 1 項）、債権届出を怠った債

収集権が認められている。

受任裁判官の第一の情報源は、管理人、債権者側受任者、および清算人である。

受任裁判官は、管理人および債権者側受任者から手続の進捗について通知され、いつでも、手続に関連する全ての証書または書面の閲覧 (communication) を要求できる (L.621-8 第 1 項、L.631-9 第 1 項)。これに加え、企業救済手続において特に、受任裁判官が手続の初期段階で債務者の状況を早期に把握することを可能とするため、管理人または債権者側受任者は受任裁判官に対し、手続開始判決後 2 か月内に、手続の進捗および債務者の経済財政状況に関する報告書を送付しなければならない旨定められている (R.621-20)⁴⁷。この報告書はその後裁判所書記課に提出され (R.621-20)、債権者等の利害関係人の閲覧に供される。また、債務者、管理人、債権者側受任者は、受任裁判官に対し、求められたときは、預金および預金供託金庫 (caisse des dépôts et consignations) に開設された口座残高を明らかにしなければならない (R.622-16 第 1 項、R.631-20)⁴⁸。

権者に関する失権からの回復請求に対する判断 (L.622-26 第 1 項、L.631-14 第 1 項、L.641-3 第 4 項)、届出債権認否判断 (L.624-2、L.631-18 第 1 項)、管理人または債務者により取戻権の認諾がされない場合に、これに対する取戻権主張者からの異議申立に対する判断 (L.624-17、L.631-18 第 1 項、L.641-14-1、R.624-13)、裁判上の更生手続における調査期間中の解雇の許可 (L.631-17 第 1 項)、換価の場面における動産または不動産売却方法等の決定 (L.642-19、L.642-18 第 1 項第 3 項、R.642-22)、といった重要事項に関する決定権限を有する。

⁴⁷ この規定は、R.631-16 で裁判上の更生手続への準用が、また R.641-11 第 1 項で清算手続への準用が、それぞれ排除されている。

⁴⁸ 清算手続のみならず、企業救済手続、裁判上の更生手続のいずれの手続が開始された場合であっても、手続開始後は、手続開始前の債権に対する弁済は禁止される (L.622-7 I、L.631-14 第 1 項、L.641-3 第 1 項)。しかし、手続開始後に生じた優先権が保障される債権についてはこの限りでなく、債権者は弁済期に弁済を受けることができなければ、強制執行することができる (L.622-17 I、L.631-14 第 1 項、L.641-13 I)。しかし、このような優先権が付与された債権者であっても、預金供託金庫に預入された金銭に対しては、帰属差押え (saisie-attribution) も、税徴収を目的とする第三債務者に対する差押え (avis à tiers détenteur) も、することができない (L.662-1)。倒産手続において、通常の銀行・郵便口座以外に預金供託金庫の口座を開設することの意味は、この点にある。A Jacquement, N Borga, T mastrullo, op. cit., n°427 ; C Saint-Alary-Houin, op. cit., n°681.

清算人に関しては、清算人は少なくとも3か月毎に、受任裁判官（および債務者）に対し手続の進捗状況について通知しなければならない。さらに、清算人は、受任裁判官から請求があればいつでも、および少なくとも毎年12月31日に、受任裁判官に対し、債権認容総額、債権調査の進捗状況、財産換価状況、債権者への配当状況、預金供託金庫の残高、手続終結の見通し、といった情報に関する報告書を提出しなければならない。また、受任裁判官はいつでも、手続に関連する全ての証書または書面の閲覧を要求できる（L.641-7、R.641-20、R.641-38）。

なお、これら受任裁判官の管理人、債権者側受任者および清算人からの情報収集権は、公益の代表者として手続の重要局面で関与が予定されている検察官⁴⁹にも保障される（L.621-8第1項、R.621-20、R.622-16第1項、L.631-9第1項、R.631-20、L.641-7、R.641-20、R.641-38）。

第二に、受任裁判官は、債務者の経済、財務、雇用を含む社会保障、財産状況に関する正確な情報を得るため、会計監査役、専門会計士、公証人、従業員の代表者、行政機関等、相互扶助及び社会保障機関（organismes de prévoyance et de sécurité sociales）、金融機関等、支払事故

企業救済手続、裁判上の更生手続においては、債務者の業務継続のため債務者名義の銀行、郵便口座に預け入れされる金銭を除き、管理人、債権者側受任者は受領した金銭を、全て直ちに、預金供託金庫の口座に預け入れなければならない（L.622-18、L.631-14第1項）、清算手続においては、清算人は職務執行により受領した金銭は、全て直ちに、預金供託金庫の口座に預け入れなければならない（L.641-8第1項）。

預金供託金庫の口座には、例えば、担保を負担する財産を売却した場合の、その対価のうち被担保債権に相当する額（L.622-8第1項）等が保管される。

⁴⁹ 検察官は、裁判上の更生手続、裁判上の清算手続申立権（L.631-5第1項、L.640-5第1項）、手続機関等交代、解任の申立権（L.621-7第1項、L.621-10第5項、L.631-9第1項、L.641-1-1第1項）、企業救済手続における管理人の権限変更（L.622-1 IV）、司法上の受任者の任命の際の候補者の提案権（L.621-4第5項、L.631-9第1項、L.641-1 II）、調査期間の延長申立権（L.621-3第1項、L.631-7第1項）、企業救済手続から裁判上の更生手続または清算手続への手続の移行、裁判上の更生手続から清算手続への手続の移行申立権（L.622-10第2項、L.631-15 II）、取締役に対する財産不足を理由とする責任訴訟、個人制裁の裁判（faillite personnelle）の提訴権（L.651-3第1項、L.653-7第1項）、裁判所の裁判に対する各種不服申立権（L.661-1 I II、L.661-6、L.661-7第2項）等を有する。加えて、手続中の各段階で、検察官は公益の代表者として意見を求められる。

情報集約機関（services chargés de centraliser les risques bancaires et les incidents de paiement）から情報を取得できる（L.623-2、L.631-18 第 1 項、L.641-11 第 1 項）。この調査権限は、後述の、経済社会環境診断（bilan économique, social et environnemental）の際に、特に必要性が認められる。また、債務者企業に関する情報を収集するため、裁判所による専門家（expert）任命権（L.621-1 第 4 項、L.631-12 第 2 項、L.641-1 I）とは別に、独自に専門家（technicien）を選任できる（L.621-9 第 2 項、L.631-9 第 1 項、L.641-11 第 1 項）。そして、検察官からの情報収集権も保障されている（L.621-8 第 2 項、L.631-9 第 1 項、L.641-11 第 2 項）。

（二）司法上の受任者の情報収集権

（１）管理人の情報収集権

司法上の受任者のうち管理人については、コストの観点から一定規模以上の企業に対し倒産手続が開始された時にのみ選任が義務的であり、その他の場合には選任は任意である（L.621-4 第 4 項、L.631-9 第 1 項、L.641-10）⁵⁰。

管理人の主たる任務は、特に再生型手続では、調査期間中の企業の経営管理及び計画案策定である⁵¹。そのため、管理人は任命直後から企業の経済的社会的状態の把握に努め、経営難の原因を分析しその深刻さについて明記する経済社会環境診断書（bilan économique, social et environnemental）を作成しなければならない（L.623-1、L.631-18 第 1 項）。これらの管理人の任務遂行を容易にするため、管理人には、債務者および債権者から、債務者の積極消極財産に関する情報を収集する権能が認

⁵⁰ 管理人の選任が義務的になる基準は、従業員 20 名以上、かつ、税抜総売上高が 300 万 € 以上の企業である（R.621-11）。ただし、裁判上の更生手続において、調査期間中に企業の全部または一部譲渡が検討される場合、任意で債権者委員会が設置される場合には、管理人の選任は義務的になる（L.631-21-1、R.626-53）。

⁵¹ ただし、手続の種類に応じて、調査期間中に管理人が債務者企業経営へ関与する度合いには濃淡がある。企業救済手続では、取締役による企業経営が保障されるので（L.622-1 I）、管理人の関与は、取締役による経営の監督（surveillance）または全部もしくは一部の補助（assistance）にとどまる（L.622-1 II）。これに対し裁判上の更生手続では、管理人による債務者企業の経営への関与は原則としてより強く、債務者企業の経営の全部もしくは一部の補助または代理（représentation）権限を使用する（L.631-12 第 2 項）。管理人の任務は裁判所が決める（L.631-12 第 1 項）。

められるほか⁵²、調査期間中、広く行政機関、社会保障機関、金融機関、支払事故集約情報機関等から、債務者に関する情報を取得することが認められている（L.622-6 第 3 項、L.631-14 第 1 項）。

また、管理人は、経済社会環境診断書作成にあたり、受任裁判官からの情報収集権が認められるとともに（L.623-3 第 1 項、L.631-18 第 1 項）⁵³、債権者側受任者に対しては意見を求め、企業の状況および更生の見通し、負債整理方法、経営継続に向けた企業状況に関する情報を保有しうる全ての者に対し問い合わせを行う。また、これらを債務者に知らせ、意見を集める（L.623-3 第 3 項、L.631-18 第 1 項）。債務者が法またはオルドナンスにより規律され、またはその資格が保護されている自由専門職従事者であるとき、管理人は、債務者が所属する職業団体または所管機関からも意見聴取する（L.623-3 第 5 項、L.631-18 第 1 項）。

他方で、経済社会環境診断書作成手続の進捗状況は、管理人から債権者側受任者、企業委員会、企業委員会がないときは従業員代表⁵⁴に対し通知される（L.623-3 第 4 項、L.631-18 第 1 項）。さらに、管理人により作成された経済社会環境診断書は、管理人が裁判所書記課に提出するとともに、配達証明付書留郵便により、企業委員会、企業委員会がないときは従業員代表、債権者側受任者、管理人、従業員の権利に関する管轄行政機関、検察官に送られる（R.623-1、L.626-8）。

（２）債権者側受任者の情報収集権

債権者側受任者は、債権者の集团的利益のため行動できる唯一の資格保有者であり（L.622-20 第 1 項、L.631-14 第 1 項）⁵⁵、企業救済手続また

⁵² 三．１．債務者の積極消極財産調査に関わる局面参照。

⁵³ 清算手続においても、管理人が選任されているときは、管理人は受任裁判官からの情報収集権を有する（L.641-11 第 3 項）。

⁵⁴ 前掲注 45 参照。

⁵⁵ 債権者側受任者の任務は多種に及ぶが、このような債権者側受任者の地位に関連して、債権者側受任者には、債権者の集团的利益を危険にさらすような行為に対する提訴資格が認められている。例えば、疑わしき期間無効の訴え（L.632-4、L.641-4 第 1 項：疑わしき期間無効の訴えの提訴権者は、管理人、債権者側受任者、清算人、計画履行管理人、検察官）、取締役に対する個人制裁の裁判（L.653-7：一次的な提訴権者は、債権者側受任者、清算人、検察官）等。また、債権調査を行う権限は、債権者側受任者（清算手続の場合には清算人）にある（なお、債権の認否判断を最

は裁判上の更生手続のいずれかの手続が開始される場合には、必ず選任される。

債務者および債権者から、債務者の積極消極財産に関する情報収集する権能⁵⁶、および、管理人が選任されないときは管理人と同様、広く行政機関、社会保障機関、金融機関、支払事故集約情報機関等から情報を収集する権能が、債権者側受任者に対しても認められている（L.622-6 第3項、L.631-14 第1項）。

（3）清算人の情報収集権

清算手続が開始される場合には、清算人が選任される⁵⁷。管理人、債権者側受任者と同様に、清算人に対しても、債務者および債権者から債務者の積極消極財産に関する情報を収集する権能が認められる⁵⁸。また、清算人は、受任裁判官からの情報収集権を有するほか（L.641-11 第3項）、広く行政機関、社会保障機関、金融機関、支払事故集約情報機関等から情報を収集する権能についても認められている（L.622-6 第3項、L.641-4 第4項）。

（三）監督委員の情報収集権

いずれの種類の手続においても、債権者の申立てにより、受任裁判官は、債権者の中から1名から5名の監督委員を任命できる（L.621-10 第1項、L.631-9 第1項、L.641-1 II）。監督委員の任務は、債権者側受任者もしくは清算人を補助し、または、企業経営監督につき、受任裁判官の補助を行うことであり、この権能行使のため、監督委員には、管理人、

最終に行うのは受任裁判官である）（L.624-1、L.631-18 第1項、L.641-4 第1項）。

⁵⁶ 三. 1. 債務者の積極消極財産調査に関わる局面参照。

⁵⁷ 清算人は、債権調査を行うとともに（L.641-4 第1項）、受任裁判官の許可または命令に従い債務者の個別財産を換価し（L.642-18）、配当する権限を有する（L.642-18 第5項）。ただし、配当財産が認められないとき、清算人は一般債権者の債権調査をしない（L.642-4 第2項）。また、清算人は、債権者側受任者と同様に、債権者の集団的利益を確保する責任を負い（L.622-20 第1項、L.641-4 第4項）、これに伴い、疑わしき期間無効の訴えといった、一定の訴えを提起できる。上述注55参照。

他方で清算人は、清算手続開始により債務者が財産の管理処分権を失う限りにおいて、債務者を代理する。

⁵⁸ 三. 1. 債務者の積極消極財産調査に関わる局面参照。

債権者側受任者、および清算人に提出された全ての書類の閲覧権が保障されている（L.621-11、L.631-9 第 1 項、L.641-1 II）。加えて、監督委員に対しては一般の債権者とは異なり、手続内で重要な決定がされる前に、意見照会または通知を受ける機会が与えられている⁵⁹。さらに、監督委員は手続中いつでも、債権者側受任者を介してその意見を受任裁判官および検察官に伝えることができる（L.622-20 第 3 項、L.631-14 第 1 項、L.641-4 第 4 項）。

なお、監督委員に対しては、守秘義務が課される（L.621-11、L.631-9 第 1 項、L.641-1 II）。

（四）その他債権者による情報収集権

企業救済手続においては、手続開始判決後 2 か月内に管理人または債権者側受任者が受任裁判官に対し提出した、手続の進捗および債務者の経済財政状況に関する報告書が裁判所書記課に提出されれば、債権者はそれを閲覧できる（R.621-20）。

清算手続においては、債権者は、清算人が受任裁判官に対し提出した、債権認容総額または債権調査の進捗状況、財産換価状況、債権者への配当、預金供託金庫の残高、手続終結の見通し、といった情報につき記載した報告書を、裁判所書記課で閲覧できる（R.641-38）。

また、いずれの手続においても、債権者は、債権者側受任者または清算人に対し配達証明付書留郵便による請求をすれば、手続の進捗に応じた情報を受領することができる（R.621-19、R.631-16、R.641-11 第 3 項）。

その他、債権者に対しては、次項で説明するとおり、同意照会手続において債務者財産に関する一定の情報が伝達される。しかし、手続の進捗状況に関する詳細な情報については、監督委員以外の一般の債権者が入手することは、極めて困難であるとされている⁶⁰。

⁵⁹ 例えば、調査期間中に企業救済手続から裁判上の更生手続、清算手続へ、また裁判上の更生手続から清算手続へ、手続を移行する場合（L.622-10 第 4 項、L.631-15 II）、救済計画、更生計画の準備および修正（L.626-8 第 2 項、L.626-26 第 3 項、L.631-19 第 1 項）、裁判上の更生手続または清算手続において企業譲渡を実施する場合の譲渡計画の準備（L.642-5 第 1 項、L.642-13 第 2 項）、財産不足による清算手続終結時において、債務者に詐害行為が認められることを理由に、裁判所が債権者の個別追求権行使の再開を認める場合（L.643-11 IV）等。

⁶⁰ A Jacquement, N Borgia, T mastrullo, op. cit., n°283.

3. 救済計画、更生計画案策定の局面

企業救済手続、裁判上の更生手続では、調査期間中に、救済計画案、更生計画案が策定される。そこではまず、債務者の協力および必要に応じて専門家の支援を得て、管理人が経済社会環境診断書 (bilan économique, social et environnemental) を作成し、企業状況を診断する (L.623-1)⁶¹。その後、救済計画、更生計画がそれぞれ立案される⁶²。

計画立案者は、救済計画については債務者 (管理人が支援する : L.626-2 第 1 項)、更生計画については管理人 (債務者の協力を得る : L.631-19 I) である⁶³。後述のとおり債権者委員会が設置されるときは、債権者委員会のメンバーたる債権者が計画案を立案提出することもできる (L.626-30-2 第 1 項)。計画案には、再生の見通し (経済的観点 : volet économique)、負債整理 (règlement du passif) 方法 (財政的観点 : volet financier)、雇用の見通し (社会的観点 : volet social) が記載される (L.626-2 第 2 項 3 項 4 項、L.631-19 I)。加えて、企業譲渡オファーの目録を添付し、企業活動の全部もしくは一部の停止または追加の提案がされたときは、その旨示さなければならない (L.626-2 第 5 項、L.631-19 I)。

これら計画案の内容のうち、フランス法で一般の債権者がその決定に関与できる部分は、原則として、負債整理にかかわる事項に限られる。すなわち、負債整理手続の中心は、管理人または債務者から各債権者に対し、負債整理方法につき提案がされ、それに対して各債権者の同意を求める手続、同意照会手続 (consultation) であるが、ここで債権者に対しては、後述のとおり負債整理の提案がされ、それに対する同意が求められるとともに、その判断に必要な債務者に関する一定の情報が伝えられる。しかし、一般の債権者が計画案策定に関与することはなく、また、債権者が計画案につき得ることができる情報は、公告の対象となる財産

なお、R.621-19 の規定に基づく債権者から債権者側受任者に対する情報請求は、CNAJMJ が設置したポータルサイトからすることもできる (R.814-58-3 1° a)。

⁶¹ 管理人が選任されなければ、経済社会環境診断書は作成されない (L.627-3 第 1 項、L.631-21)。

⁶² なお、救済計画に関する L.626 の一連の規定は、特に留保がないかぎり、更生計画において準用される (L.631-19 I)。

⁶³ 管理人が選任されない場合には、債務者は必要に応じて裁判所が選任する専門家の補助を得て、計画案を立案する (L.627-3 第 1 項、L.631-21)。

換価に関する情報を除き、原則として、この限りにとどまる。

もっとも、規模の大きい債務者企業については債権者委員会 (comité de créancier) が設置され、その構成員となり得る債権者および監督委員に対しては、計画案に関する情報が開示される。債権者委員会の構成員たる債権者は、委員会での審議を通じて計画案形成に関与することができる。また、債権者委員会の構成員たる債権者が自ら計画案を提示することもできる。

(一) 債権者委員会が設置されない場合

(1) 対象債権者

負債整理のため、同意照会手続の対象となる債権者は、債権届出をした債権者である (L.626-5 第 2 項)。ただし、債権者側受任者は、計画内で支払方法の修正を受けないか、計画が認可されるか債権が認容されたときに全額現金払いを予定する債権者に対しては、照会する義務を負わない (L.626-5 第 4 項)。債権者の返答は債権者側受任者がとりまとめ、一覧にして債務者、管理人、監督委員に送付する (L.626-7)⁶⁴。

同意照会手続は、債権届出の対象とされた AGS の保有する債権に対しても行われる (L.626-5 第 2 項)。ただし、税務関税社会保障機関といった他の公の債権者に対しては、負債整理に関する後述の提案のうち、

⁶⁴ 債権者が、債務者または管理人による負債整理の提案に同意せず、かつ、その債権の弁済期が、計画完了前に到来する場合、裁判所は、計画認可判決後、このような債権について一律に、弁済期限の猶予を課す。この裁判所による弁済期限の猶予については、債務者が農業従事者である場合を除き、債権者保護の観点から、初回の弁済期を計画認可判決から 1 年を超えるものとすることができず、年賦払額は 3 年目から認容債権額の 5 % を下回ることを定めることはできないとの制限が設けられている (L.626-18 第 1 項 4 項、R.626-33)。更に、猶予期間の上限は 10 年 (債務者が自然人農業従事者については 15 年) である (L.626-18 第 6 項、L.626-12)。このような制限の下で債権者に課され得る最悪の事例として、計画 1 年目に 1 € 弁済し、2 年目には弁済がなく、3 年目から 9 年目まで債権額の 5 % を弁済し、10 年目に債権の 65 % (から初年度弁済の 1 € を引いた額) を弁済するような場合が考えられる。F Pérochon, *Entreprises en difficulté*, 11^e éd., LGDJ, 2014, n°1001.

なお、同意照会手続での債権者の態度であるが、調査によれば、60%は無返答、6%が拒否、32%が承認、2%は別の提案であり、無反応の債権者が多く、債務者との取引継続を考え反対する債権者は少ないとのことである。C Saint-Alary-Houin, *op. cit.*, n°939.

弁済期限の猶予の提案をすることはできるが、免除の提案については、これを認めることは債務者の再生にとって非常に有効である一方で、免除は公の機関からの援助にあたり競争法上問題が生じることから、これを認めることは慎重でなければならないとされる⁶⁵。

(2) 手続および開示情報

負債整理の方法は、弁済期限の猶予 (délais)、免除 (remises)、および、会社資本にアクセスできる資格への転換 (conversions en titres donnant ou pouvant donner accès au capital)⁶⁶ による。この提案⁶⁷ が、

⁶⁵ 例えば、直接税については免除が可能であるが、国や地方公共団体に代わり徴収する間接税や社会保険料の被用者分担金については、原則として、税または保険料の免除は認められず、延滞金、加算金、罰金、費用の免除のみが可能である (L.626-6)。また、免除にあたっては、管理人または債権者側受任者が、財政担当部門長委員会 (Commission des Chefs de Services Financiers : CCSF) 等に対し免除の申請をするなど、特別の手続が必要になる (L.626-6 第 1 項、D.626-9 から D.626-15 参照)。C Saint-Alary-Houin, op. cit., n°940。

なお、本文のとおり、AGS の代位債権は、同意照会手続における弁済期限猶予、免除の対象となるのに対し、代位の対象とならなかった一般先取特権を伴う従業員のその他の債権については、債権者である従業員の同意がない限り、弁済期限猶予、免除の対象とならない (L.626-5 第 2 項、L.626-20 I 2°)。

⁶⁶ 典型例は株式への転換である。株式への転換を実施するためには、債権者の同意のみならず、必要に応じて、株式への転換に伴う資本または定款修正に関する株主総会での承認と、他の債権者の利益を害しないかどうかを裁判所が確認したうえで、裁判所による認可 (homologation) が必要である (L.626-18 第 2 項)。

⁶⁷ 債権者平等は倒産手続における原則であるが、負債整理の局面においては債権者間で異なる取り扱いをすることを制限する規律は存在しないため、同意照会において、その提案内容を決めるのは債務者の自由であって、厳密な債権者平等原則には縛られないとされる。

例えばある論者は、債務者は、一部の債権者に対しては 3 年均等の年賦払い全部弁済を提案し、他の者に対しては、初年度 10% 弁済かつ 2 年目 30% 弁済で残額は免除の提案をし、その他の者に対しては、全額弁済するが 20 年割賦払いの提案をする、というように、債権者毎に提案内容を変えることも、最終的にそのような提案内容を計画で実現させるためには債権者の同意が介在することから、債権者平等の問題は生じないと説明する。N Ghalimi, Le traitement différencié des créanciers dans les plans de sauvegarde et de redevance, LPA 19 déc. 2014, n°23, 37.

しかし論者の多くは、特定の債権者を優遇することは権利濫用であって、裁判所はそのような内容を含む計画の認可を拒否することができるとする。とはいえ、こ

受任裁判官の監督のもと、計画案策定者である債務者または管理人から債権者側受任者、監督委員、企業委員会 (comité d'entreprise)、企業委員会がないときは従業員代表 (délégués du personnel) に対し提示される⁶⁸。その後、各債権者に対しては、債権者側受任者が負債整理の提案内容を伝え、提案に対する同意を個別に (individuellement) または、弁済期限の猶予および免除の提案に限っては、集団的に (collectivement) とることができる (L.626-5 第1項2項)⁶⁹。

債権者側受任者が提案内容につき債権者に対して個別に照会するとき、は、配達証明付書留郵便により負債整理の提案内容が伝えられる (R.626-7 I)。その際、この照会文書には、資産と負債一覧 (負債については、優先債権と一般債権を分類する)⁷⁰、負債整理に関する提案と計画履行確保のために提供される担保一覧、債権者側受任者、および、選任されているときは監督委員の意見、が添付される (R.626-7 II、R.631-34-4)。加えて、提案が株式への転換を内容とするときは、管理人 (管理人が任命されていないときは債務者) が作成した、経営難の原因、程度、性質を説明する文書、予測成果計算書 (compte de résultat prévisionnel)、株式への転換の対象となる債権者の一覧に関する文書が添付される (R.626-7 III、R.631-34-4)。また、弁済期限の猶予、免除、株式への

れら特定の債権者の優遇を否定する論者も、債務者の任意によらず客観的な基準に基づき、債権者の属性に応じて、債務者が債権者に対し異なる提案をすることは認められるとする。F Vinckel, J.-Cl. com., fasc. 2600, n°68 ; G Jazottes, Plan-La situation générale créanciers dans la preparation du plan, Rev. proc. coll., mai. 2015, dossier 38, n°18.

なお、法は、債権者が、債務者による弁済期限の猶予または免除の提案に対して同意をした場合であっても、裁判所が計画を認可するにあたり、当事者が合意した弁済期限の猶予または免除の内容を軽減する可能性があることを認めている (L.626-18 第1項)。

⁶⁸ 前掲注 45 参照。

⁶⁹ 債務者による提案に対し照会を個別に行うか集団的に行うかの選択権は債権者側受任者にあるが、照会は個別に行うのが通例であり、手続的に重いことから集団的に照会を行うことは稀とのことである。A Jacquement, N Borga, T mastrullo, op. cit., n°699.

⁷⁰ 同意照会手続において、照会文書に R.626-7 II 所定の資産と負債に関する一覧が添付されなかったときは、無返答の債権者に課される L.626-5 第2項が定める承諾とみなす期間を開始させない (Cass. com., 14 nov. 2019)。次注参照。

転換の提案に対し返答しなかったときの効果についても明示される⁷¹。

債権者側受任者が提案内容につき債権者に対して集団的に照会するとき、債権者側受任者は、個別の照会の場合と同様の負債整理の提案を記した照会文書と添付書類を予め送付し、日時場所を指定して自ら主宰して債権者を集める。債権者側受任者は、加えて、法定公告新聞内で公告を掲載できる（R.626-7 II、R.626-8 第 1 項、R.631-34-4）。債権者側受任者は、集めた債権者に対し、手続状態および手続開始以降の債務者の活動継続状況について報告するとともに、各出席債権者または特に授權された代理人から書面による同意を集める（R.626-8 第 2 項 4 項、R.631-34-4）⁷²。

（二）債権者委員会が設置される場合

（１）債権者委員会の構成

計算書類が会計監査役により認証されるかまたは専門会計士により作成され、かつ、従業員数 150 人または総売上高 2000 万 € の債務者については、計画案作成にあたり債権者委員会設置が義務的となる（L.626-29 第 1 項、R.626-52 第 1 項）⁷³。

債権者委員会^{74 75}は、金融機関委員会⁷⁶と主要供給者委員会⁷⁷の 2 種⁷⁸

⁷¹ 弁済期限の猶予および免除の提案に対し、債権者側受任者からの書面受領の日から 30 日以内に返答がなければ提案に承諾したものとみなされる（L.626-5 第 2 項）。また、株式への転換の提案に対し、債権者側受任者からの書面受領の日から 30 日以内に返答がなければ提案に拒否したものとみなされる（L.626-5 第 3 項）。これらについて定める法文が提案文書に転載される（R.626-7 II、R.631-34-4）。

⁷² 従って集団的な照会といいつつ、同意は個別に集める。筆者が知る限り、フランス倒産法において、一般の債権者を集合させる我が国の債権者集会に類似する制度は、この集団的な同意照会のみである。

⁷³ つまり、債権者委員会が設置されるのはほぼ大企業に限られ、小企業はもちろん、大部分の中企業は、計画案策定にあたり、債権者委員会が設置されないことを意味する。もっとも、従業員数が 150 人に満たず、かつ、総売上高が 2000 万 € に至らない企業であっても、債務者または管理人の申立てにより、受任裁判官が許可すれば、債権者委員会の設置は可能である（L.626-29 第 2 項）。

⁷⁴ 債権者委員会制度は、アメリカ連邦倒産法の債権者委員会（creditors' committee）に触発されて導入されたが、フランス法における債権者委員会は、委員会の構成も権限も、アメリカ法のそれとは全く異なっている。すなわち、本文のとおり、フランス法では、債権者委員会の構成員は、金融債権者およびごく一部の供給債権者に

であり、管理人が設置する（L.626-30 第 1 項）⁷⁹。

限られ、また、債権者委員会には、債務者企業の経営を監視、介入する権限はなく、債務者から提示された計画案に対し態度決定し、または対案を提出する権限を有するにとどまる。A Jacquement, N Borgia, T mastrullo, op. cit., n°706.

⁷⁵ 委員会の構成は、手続開始判決前の債権で決する（L.626-30 第 1 項）。債権者委員会に参加する権利および義務は手続開始判決前の債権に付帶し、権利承継人に法律上当然に移転する（L.626-30-1 第 1 項）。権利承継人が債権者委員会の構成員として、その譲り受けた権利を行使するには、管理人に対し、配達証明付郵便で債権譲渡を通知しなければならない（L.626-30-1 第 3 項、R.626-57-1）。なお、次注参照。

⁷⁶ この中には、ノンバンク、金融機関、およびこれらの者に相当する事業者（établissements de crédit et ceux assimilés）が含まれる。これらの者から債権を譲り受けた者、そして、財またはサービスを供給した者から債権を譲り受けた者についても、金融機関委員会の構成員に含める（L.626-30 第 2 項）。L.626-30 第 1 項および L.626-30-1 第 1 項の文言からすれば、財またはサービスを供給した者から債権を譲り受けた者は主要供給者委員会に属することになりそうであるが、例えば、金融機関委員会に属する者が財またはサービス供給の対価となる債権の譲受人になることで、金融機関委員会と主要供給者委員会の双方で影響力を行使することになる事態を避けるために、このような規定が挿入された。P-M Le Corre, Droit et pratique des procédures collectives 2019-2020, Dalloz, 2018, n°513.222.

⁷⁷ 財およびサービスの供給者であって、債務者に対する債権が供給者の債権全体の 3 % 以上を占めていることが条件となっている。他の供給者は管理人から参加要請があったときのみ、主要供給者委員会の構成員になることができる（L.626-30 第 3 項）。

地方公共団体、地域的公施設（collectivités territoriales et de leurs établissements）については、たとえ債務者と供給契約を結んでいたとしても、これを禁ずる明文がある以上（L.626-30 第 3 項）、主要供給者委員会構成員になり得ず、そして明文を欠くものの、金融機関委員会構成員にもなり得ないと考えられている。また、国庫および社会保障機関といった他の公の債権者についても、これら公の債権者は負債整理（同意照会）において特別の手續に服する以上、債権者委員会構成員にはなり得ないと解されている（L.626-6 参照）。A Jacquement, N Borgia, T mastrullo, op. cit., n°713.

⁷⁸ 後述のとおり、債権者委員会とは定義されていないが、債務者企業が社債を発行している場合には、実質的な第三の債権者委員会として社債権者集会在が招集される。招集者は管理人である。社債権者集会在は、いかなる種類の社債が発行されようとも、フランス国内外発行を問わず一種であり、ここで全ての社債権者が招集される（L.626-32 第 1 項）。

⁷⁹ 譲渡担保（fiducie-sûreté）が設定されている債権の債権者は、多数者の意思によ

(2) 手続および開示情報

債権者委員会が設置されず、各債権者に対し、個別に負債整理の提案とそれに対する同意の照会のみを行う場合とは異なり、債権者委員会が設置される場合には、企業救済手続においては債務者、裁判上の更生手続においては管理人が、債権者委員会に対し、負債整理のみならず、財政、社会経済的措置を含む計画案全体を提示し、この計画案が債権者委員会での審議および議決の対象となる (L.626-30-2 第 1 項、L.631-19 第 2 項)⁸⁰。債権者委員会構成員たる債権者は、自ら対案を提案することもできる (L.626-30-2 第 1 項)。管理人は債権者委員会で計画案が議決に付される前に、債権者側受任者、企業委員会の代表または従業員代表⁸¹に対し、債権者委員会で意見を表明するよう求めなければならず (R. 626-59)、債権者委員会の議決にあたり、これらの者の意見が参考とされる。この中でも特に、債権者の集団的利益を擁護する立場にある債権者側受任者の意見は、計画認可後の状況、債権者の地位についての説明を含む点で重要であるとされる⁸²。

債務者および管理人との議論の後、各債権者委員会には必要に応じて計画案を修正し、債務者から計画案を受領した後 20 日から 30 日の間に、それぞれ、計画案に対する態度を明らかにする (L.626-30-2 第 3 項)^{83 84}。

り権利変更される可能性を避けるため、債権者委員会の構成員とはされない。ただし、譲渡担保が設定されている債権であっても、譲渡担保により担保されない一般債権部分があれば、その部分をもって債権者委員会に参加する (L.626-30 第 4 項、L.626-30-2 第 4 項)。F Vinckel, J.-Cl. com., op. cit., fasc. 2600, n°110.

⁸⁰ 裁判上の更生手続では、債務者が債権者委員会を巻き込み、債務者が自ら企業再建を目指す継続計画案の策定を望んだとしても、法文によれば、債務者自身による再生の余地がない場合には、管理人の申立てにより、裁判所が企業の全部または一部譲渡を決することとされている (L.631-22 第 1 項)。このことからすれば、企業の全部または一部譲渡の決定は裁判所の専権であり、債権者委員会にはこの点に関する判断権限はないとする論者もいる。R Dammann, Les comités des créanciers dans la loi de sauvegarde, Rev lamy dr aff, mars 2006, n°3, p.65 ; M-P Dumont-Lefrand avec la participation de A Bézert, J.-Cl. com., fasc. 2248, n°30, 43.

⁸¹ 前掲注 45 参照。

⁸² F Vinckel, J.-Cl. com., op. cit., fasc. 2600, n°116.

⁸³ 債務者、管理人から債権者委員会に提出される計画案は、債権者委員会との交渉を予定するものであることから、柔軟な内容を含むことが可能であるとされる。例えば、負債整理は、通常の同意照会手続と同様、弁済期限の猶予、免除および株式

各債権者委員会の議決は、投票した構成員が保有する債権額の3分の2の多数決による（L.626-30-2 第4項）⁸⁵。

さらに、双方の債権者委員会で同一計画案が可決され、債務者企業に社債権者がいる場合には、管理人は、社債権者集会を招集する（L.626-32、R.626-60 第1項）。この際社債権者集会に対し提示されるのは、債権者委員会の議決に付され可決した案である。ただし、社債権者に対しては、債権者委員会で可決された計画案と、そして、これが債務者案と異なるときは、債務者が作成した計画案の双方が、社債権者集会15日前に開示される（R.626-61 第1項、2項）⁸⁶。社債権者集会では、債権者委員会で可決された案を審議の対象とし、これが議決に付される⁸⁷。社債権者集会の議決は、投票した社債権者が保有する社債権額の3分の2の多数決による。

各債権者委員会および社債権者委員会で可決された案は、全ての債権者の利益が十分保護されているかどうかを裁判所が確認した後に認可される（L.626-31 第1項）⁸⁸。

への転換によりされるが、債務者、管理人から債権者委員会に提出される計画案は、L.626-12の規定（計画案は原則10年、農業従事者は15年）にも、L.626-18の規定（弁済期限の猶予の場合に、初回の弁済は1年を超えず、年賦払3年目からの弁済額は債権認容額の5%を下回ることはいできない）にも服しない。また、債権者の地位の差により正当化できるときは、債権者間で異なる扱いを定めることができる（L.626-30-2 第2項）。従って、委員会毎に債権者の扱いに差を設けることができるのみならず、同じ委員会内でも債権者の扱いに差を設ける計画を採択することもできる。M-P Dumont-Lefrand avec la participation de A Bézert, J.-Cl. com., op. cit., fasc. 2248, n°45.

⁸⁴ 債務者または管理人の申立てにより、受任裁判官はその期間を増減できるが、15日を下回ることはいできない（L.626-30-2 第3項）。

⁸⁵ 前述のとおり、譲渡担保権付き債権については、無担保債権部分のみ議決権を有する。約定劣後債権者については、管理人がその議決権計算方法を決め、当該債権者の合意を得る。計画案で弁済方法の修正がされず、計画決定または債権認容時に全部現金での弁済を受ける債権者は、議決に参加しない（L.626-30-2 第4項、5項）。

⁸⁶ 審議の対象は、あくまで債権者委員会で可決された案であり、債務者案は参考である。可決されなかった自らの案を支持する債務者に対しては、社債権者集会で意見が求められる（R.626-61 第3項）。

⁸⁷ 議決権保有者の範囲は、債権者委員会と同じである（L.626-32 第1項、3項）。前掲注85参照。

⁸⁸ 加えて裁判所は、計画案が株式への転換により資本または定款修正を伴う場合で

なお、債権者委員会が設置される場合に、債権者委員会の構成員でも、社債権者でもないその他の債権者に対しては、通常の方式に従い、同意照会手続が実施される（L.626-33）。さらに、債権者委員会もしくは社債権者集会のいずれかが、提案された計画案を手続開始判決から6か月以内に可決せず、もしくは計画案に反対し、または裁判所が、債権者委員会および社債権者集会で可決された計画案を認可しないとき、全ての債権者について債権者委員会が設置されない場合に実施される通常の手続、つまり、同意照会手続が実施されることとなる。この場合においては、手続を一部やり直さなければならない（L.626-34）。

4. 換価の局面

換価には、企業譲渡と個別財産譲渡の2つの場合がある。債権者がもっとも関心を有し、そして、倒産手続において、もっとも透明性が要求される局面の一つである。

（一）企業譲渡⁸⁹の場合

財産譲渡に関する透明性を確保し、良い譲受人候補者を得るため、全

あって、必要な場合には、これらについて株主総会での承認がされているかを確認する（L.626-31 第1項）。裁判所は、計画案の認可、または全部の不認可を決めることができるが、計画案の内容を修正することはできない。A Jacquement, N Borgia, T mastrullo, op. cit., n°719.

⁸⁹ 選択された手続により、企業譲渡の可能性は異なる。企業救済手続では、債務者が自ら経営を継続する継続計画を前提とするため、企業全部譲渡は不可能であり、一部譲渡のみが検討され得る。これに対し、裁判上の更生手続および裁判上の清算手続では、企業全部譲渡が可能である。

1985年1月25日法においても、企業譲渡は、継続計画と並び、企業更生手法の一つとして規定されていた。しかし、更生手続内で企業を全部譲渡してしまえば、後に残るのは、譲渡代金の債権者への配当のみであり、手続は清算手続に非常に近似する。そこで、2005年改正法起草者は当初、手続間の目的の差異を強調し、企業救済手続および裁判上の更生手続は債務者が自ら経営を継続できる場合に用いられる手続であり、それに対して裁判上の清算手続は、企業譲渡を含む財産換価を目的とする手続であるとして、1985年法以降認められていた裁判上の更生手続内での企業譲渡を否定した上で、企業譲渡は裁判上の清算手続内でのみ実施できるとしていた。しかし、清算手続での企業譲渡はしばしば債務者の協力が得られないこと、また清算手続にはマイナスイメージが付きまとうこともあり、企業譲渡を清算

て企業譲渡（のみならず、微細な価値しか有しない一部財産を除き、全て財産換価）は公告される（L.642-22）。売却企業情報は日刊紙または債務者の活動部門に関わる業界紙で公告されるほか、管理人職業組合団体（association syndicale professionnelle d'administrateurs judiciaires）のサイト⁹⁰、管理人及び債権者側受任者全国評議会（CNAJMJ）等のサイト上⁹¹で、譲受オファー募集がされる（R.642-40 第1項、2項）。

倒産手続内において企業譲渡公告を実施するのは、裁判上の更生手続では管理人、清算手続では清算人である（R.631-39 第1項、R.642-40 第1項）。管理人または清算人は企業譲渡公告にあたり、譲渡可能性ある企業、または、その一つもしくは複数の営業部門の主要な特色を裁判所書記課に通知する⁹²。全て利害関係人は裁判所書記課でそれらの情報を取得できる（R.631-39 第1項、R.642-40 第3項）。

オファー提出期間を決めるのは、裁判上の更生手続では管理人、清算手続では裁判所の権限であり（R.631-39 第3項、L.642-2 I 第1項）、譲受候補者⁹³はオンライン上の《data room》サイトにアクセスする方法で、

手続内に限定することは、その成功可能性を低下させる旨指摘された。その結果、裁判上の更生手続内でも企業譲渡を実施できるよう改められた。A Couret, Le plan de cession, mesure de redressement ou de liquidation ?, RLDA mars 2005, supplement n°80 ; P Pétel, op. cit., n°309 ; C Saint-Alary-Houin, op. cit., n°1207.

ただし、裁判上の更生手続では、債務者による継続計画が原則であり、企業譲渡は、債務者が自ら企業を更生させることができない場合にのみ可能な副次的な解決法であるとされる（L.631-22 第1項）。もっとも、法文上、裁判上の更生手続が開始されれば、その時から、第三者は企業譲渡のオファーをすることが認められている（L.631-13 第1項）。

なお、清算手続内での企業譲渡に関する L.642-1 から L.642-17 の一連の規定は、特に留保がないかぎり、裁判上の更生手続における企業譲渡の場合にも準用される。また、債権者側受任者は、清算人に付与された権限を行使する（L.631-22 第1項）。

⁹⁰ <https://www.aspaj.fr/>

⁹¹ <https://ventes-actifs.cnajmj.fr/> は、パリ商事裁判所書記課の協力のもと、CNAJMJ により作成された。A Jacquement, N Borga, T mastrullo, op. cit., n°742.

⁹² 加えて、2014 年 3 月 29 日法以降、管理人は、企業委員会の代表者または企業委員会がないときは、従業員代表または従業員の代表者に対し、従業員もオファーできる機会があることについて通知しなければならない（L.631-13 第2項）。なお、前掲注 45 参照。

⁹³ 債務者、裁判上の清算手続または裁判上の更生手続にある法人の法律上または事

譲渡企業の経営調査（audit）のための書類の開示を受けるとともに⁹⁴、決められた期間内にオファーを管理人または清算人に提出する。

口頭によるオファーといった、疑惑をまねく不透明なオファーを避けるため、オファーは書面でされなければならない、かつ、その内容は全て法定されている。それによると、オファーは所定の形式による書面によらなければならない、オファーには、①オファー対象財産、権利、契約の明示②活動及び資金調達（financement）の見通し③オファー価格、支払方法、資金出資者、保証人がいる場合は保証人、オファーが借入れに頼る場合には、その条件（特に期間について明示しなければならない）④譲渡実行日⑤活動に応じた雇用の程度と見込み⑥オファー履行の保証⑦譲渡に続く2年間の財産譲渡予測⑧オファー提出者が債務者から引継ぐ各契約の期間⑨環境法典 L.516-1 と L.516-2 に基づいて必要な場合に、金銭的補償の資金調達方法、の各内容を含まなければならない（L.642-2 II）⁹⁵。また添付書類として、オファーを提出した譲受候補者の直近三事業年度分の年次会計書類（comptes annuels relatifs aux trois derniers exercices）と予測会計書類（comptes prévisionnels）が要求される（R. 642-1 第1項）⁹⁶。

実上の取締役、取締役または自然人債務者の2親等までの血族と姻族、手続中監督委員である者または監督委員であった者は、直接にも人を介しても、オファーを提出することは認められない。また、それらの者は、譲渡後5年間、譲渡対象会社財産を直接または間接的にも取得することは禁止される。加えて、これらの者が、譲渡会社を譲り受けた譲受会社の株式を直接または間接的にも取得することも禁止される（L.642-3 第1項）。ただし、債務者が農業従事者の場合には、裁判所は例外を認めることができるとされる（L.642-3 第2項）。

⁹⁴ 裁判上の更生手続においては、《data room》は、管理人が債務者の協力を得て設ける。情報の拡散を避けるため、管理人は、開示を受ける譲受候補者に対し秘密保持義務を負わせるとともに、場合によっては、開示情報を情報の繊細さに応じ二段階に分けて開示するなどの対策を取る。C Moulette, Le repreneur: la rédaction des offres de reprise et leur portée, Rev. proc. coll., nov.-déc. 2015, dossier 51, n°2 ; H Bourbouloux, op. cit. II ; C Saint-Alary-Houin, op. cit., n°1269.

⁹⁵ 更に、債務者が法、オルドナンスによる身分規程に服するか、またはその資格が保護されている自由専門職であるとき、オファーには、加えて、譲受人の専門的資格の表示を含まなければならない（L.642-2 III）。

⁹⁶ オファーを提出する譲受候補者は、譲受オファーの書面内で、自らの経済産業計画の実現・永続可能性が十分あることと、そのための財政的裏付けがあることを証

更に、後述のとおり複数オファーが提出された場合に、複数提出されたオファーの中からいずれを選ぶかの選択権は裁判所にあるが、裁判所の選択理由を十分基礎付け、利害関係人がその選択理由を理解することを可能とする観点からの透明性への配慮として、受領したオファーに関する情報は手続上流通することが予定されている。すなわち、清算人および管理人がオファーを受領すれば、清算人および管理人は、債務者、従業員の代表者、監督委員に対し、受領したオファーの内容を通知しなければならない。また、清算人または管理人は、受領したオファーを裁判所書記課に提出し、そこで、全て利害関係人はそのオファーの内容について、知ることができる。オファーは必要に応じ、債務者が属する職業団体または管轄機関に通知される (L.642-2 IV)⁹⁷。

前述のとおりオファーを選択するのは裁判所の権限であるが、裁判所は、判決前に、検察官の意見を聞き、また債務者、清算人、任命されているときは管理人、企業委員会の代表者、企業委員会が設置されていないときは従業員代表⁹⁸、監督委員を審問し、または裁判所に正式に召喚しなければならない (L.642-5 第1項)。従業員 20 名以上、または、総売上高が 300 万 € を超える債務者に対し手続が開始される場合には、検察官同席で口頭弁論 (débats) が開かれる (L.642-5 第2項、R.642-2、R.621-11)。加えて、解雇を予定する場合には、企業委員会、必要に応じて

明することが重要であるとされている。添付が要求される会計書類は、これらの点を証明する。C Moulette, *op. cit.*, n°5-6 ; C Saint-Alary-Houin, *op. cit.*, n°1269.

これら添付書類 (予測会計書類は、第三者への開示を予定しない書類である) については、受任裁判官および検察官に対してのみ開示される (R.642-1 第1項)。

⁹⁷ 譲受候補者が提出するオファーは確定的 (fermeté) でなければならず、一度提出されたオファーは、撤回または修正をすることができないのが原則であり、オファーを提出した譲受候補者は、裁判所が計画を認可する判決をするまで、自らが提出したオファーの内容に拘束される (L.642-2 V)。ただし、譲受価格を上げる、譲受後に雇用する従業員数を増やすといった、自律した企業活動を継続し、雇用を維持し、債務を清算する (apurer le passif)、という企業譲渡の目的に照らし、より有利な条件を提示するための修正は許される (L.642-2 V、L.642-1 第1項)。オファーの修正は、裁判所によるオファー調査期日 (audience d'examen des offres) の2日前までにしなければならない (R.642-1 第3項)。オファーが修正された場合についても、その修正内容が、オファーが通知されるべき者に対して通知される (R.642-1 第2項)。

⁹⁸ 前掲注 45 参照。

安全衛生労働条件委員会（CHSCT）⁹⁹ に対する意見聴取、および管轄行政機関への通知後でなければ、裁判所は判決できない（L.642-5 第5項）¹⁰⁰。このように裁判所は、企業譲渡についての利害関係人を予め少なくとも審問した後でなければ企業譲渡の判決をすることはできないとされている。しかし、債務者財産の帰趨に最も利害関係を持ち、関心を有しているであろう債権者に対する審問については、法文上これを認める定めがないため、行われない。また、継続計画において実施され、債務者からの提案に対し、唯一債権者が意思表示をする機会でもある同意照会手続についても、譲渡計画の場合には行われない。その理由として、債権者から選任される監督委員に対する審問は行われること、そして同意照会手続は、債務者の継続計画を前提に、負債整理のため、債権者に対し、弁済期限の猶予、免除、債務の株式への転換への同意を求めるものであるから、企業譲渡が行われた後には債権者に対する譲渡代金の配当のみを残し、債権者に対する弁済期限の猶予、免除等の要請を伴わない譲渡計画の場合には、同意照会手続を実施する必要がないことが挙げられている^{101 102}。

これらの者の意見を聴取した後、裁判所は《譲渡された事業全体の雇用を最も長期的に保証し、債権者への弁済を保証する最も良い条件を提示し、履行が最も確実であることを示す》オファーを選択する（L.642-5 第1項）。従って、裁判所は、法が定めるオファーの選択基準である、雇用維持、債務清算（譲渡価格）、計画の履行可能性、の三要素を総合的に

⁹⁹ 前掲注 45 参照。安全衛生労働条件委員会（CHSCT）は、事業所に設置される機関であって、労働災害を予防し、労働安全に関する規定の適用を監視し、労働条件の改善に貢献することを任務とする。中村紘一ほか『フランス法律用語辞典（第3版）』（三省堂、2012年）86頁。安全衛生労働条件委員会についても社会経済委員会に吸収され、現在は社会経済委員会のみが意見聴取される。C Saint-Alary-Houin, op. cit., n°1281.

¹⁰⁰ 2014年3月12日オルドナンス以降、計画案に経済的理由による解雇が含まれる場合には、労働法典 L.1233-58 の手続を経なければ判決することができない旨定められた（L.642-5 第5項）。

¹⁰¹ 債権者への事前の同意照会手続を不要とした裁判例として、CA Lyon 4 nov. 1988, JCP N 1989, n°1025, obs. M Cabrillac, n°5 がある。

¹⁰² しかし、債権者の帰趨に大きな影響を与える決定であるため、あらかじめ債権者の意見を聴くことが望ましいとする立場もある。M Cabrillac, op. cit., JCP N 1989, n°5 ; C Saint-Alary-Houin, op. cit., n°1281.

評価し譲受人を決する。しかし、特に雇用維持と債務清算の両立は簡単ではないとされ、どちらを優先するかは裁判所の権限に属する¹⁰³。

企業譲渡判決は、倒産手続開始判決の写しが送付される者、すなわち、清算人、管理人、債権者側受任者、検察官、債務者の本店所在地および主たる事業所の存する地方財務局長（*directeur départemental ou régional des finances publiques*）に対し、裁判所書記からその写しが送付される（R.642-4、R.621-7）。また判決は、債務者の属性に応じた登録簿（RCS または手工業者名簿）、BODACC、債務者の本店所在地または職業上の住所、必要に応じ、事業所の存する土地の法定公告新聞（*Journal d'Annonces Légales* : JAL）上で公告される（R.642-4、R.621-8）¹⁰⁴。

（二）個別財産譲渡の場合

裁判上の清算手続における財産換価の場面、また、裁判上の更生手続内での譲渡計画実施後、残余の換価可能財産売却の場面の双方において、同じ規律が適用される（L.631-22 第3項）。財産換価の規律は、財産の性質により要求される透明性に対する配慮の程度に応じて異なる。

いずれの種類の財産換価の場合も、企業譲渡の場合と同様に、譲渡財産に関する情報の透明性を確保し、潜在的な買受人候補者を得、競争による適正価格を維持するため、売却情報はあらかじめ公告される（L.642-22）。ここでの公告も、企業譲渡の場合と同様に、司法上の受任者により、新聞および CNAJMJ 等のサイト上で行われるが、価値が低い財

¹⁰³ A Jacquement, N Borgia, T mastrullo, op. cit., n°895 ; C Saint-Alary-Houin, op. cit., n°1282-1283 ; P Pétel, op. cit., n°319 ; G Blanc, *Entreprise en difficulté: cession de l'entreprise*, Rép. com. Dalloz, n°51.

一見最も良く見えるオファーであるが、譲受候補者の支払能力または経験の不十分さから譲渡計画履行の確実性に難があるオファーを退ける場合には、しばしばその理由付けに困ることになるが、そのような場合には、裁判所の裁量が強調される。Y Guyon, op. cit., n°12.

なお、法は、清算人または管理人に対し、裁判所に対して、裁判所がオファーの堅実性（および、オファー者の第三者たる資格）をチェックするための情報を提供するように求めるとともに、債務清算（*apurement du passif*）の条件評価に関する情報、その中でも、申出価格、回収または換価可能な残余財産、手続開始後経営継続中に負担した債務、債務者負担とされている他の債務がある場合にはその情報を裁判所に提供するように特に定めている（L.642-4）。

¹⁰⁴ J-J Fraimout, J.-Cl. com., fasc. 2730, n°43.

産については、受任裁判官は、新聞による公告を行わない旨決することができる（R.642-40 第 2 項）¹⁰⁵。

（１）不動産換価

換価方式は、公の不動産競売（adjudication judiciaire）、公証人による競売（adjudication amiable）、任意売却（vente de gré à gré）の 3 種である。伝統的に不動産換価は、詐害的譲渡を避けるため透明性が重視され、法廷手続で（à la barre du tribunal）、つまり、公の不動産競売の形式¹⁰⁶

¹⁰⁵ 事前の公告を全くせずに、受任裁判官が動産の任意売却（vente de gré à gré）を許可した事案において、受任裁判官に権限逸脱が認められ、受任裁判官の命令は無効とする控訴院裁判例がある（CA Aix-en-Provence, 18 fév. 2010）。

¹⁰⁶ 不動産換価が公の不動産競売手続により実施される場合には、商法典第 6 編（経営難企業に関する規律）に特に定めのないかぎり、民事執行法典が定める通常の規律に従って行われる（L.642-18 第 1 項、R.642-27）。商法典第 6 編が特に定める主な規律は次のとおりである。

受任裁判官は、命令（ordonnance）により、換価を公の不動産競売の方式で実施する旨決定する。これと同時に、最低競売価格（la mise à prix）、売却条件、財産の価値、性質、状況に応じた売却情報公告方法、内覧方法（modalités de visite des biens）を定める（R.642-22 第 1 項）。この受任裁判官の命令は、債務者および登記された担保権者で命令内に明示されている者に対し、配達証明付書留郵便で、裁判所書記から通知される。登記された担保権者に対しても命令が通知されるのは、競売により不動産上の担保権が消滅することから、これらの者を競売手続に参加させる必要があるからである。また、監督委員に対しては、裁判所書記から通知される（R.642-23 第 1 項）。この受任裁判官による命令は、不動産競売手続における差押前支払催告（commandement）に代わる効力を有し、清算人（または、例外的に担保権者による競売申立てが認められる L.643-2 に基づく競売の場合には申立債権者）の申立てにより土地公示局（service de la publicité foncière）に公示される。これに伴い、それ以前にされた全ての差押前支払催告は効力を失う（R.642-23 第 2 項、3 項）。

受任裁判官の命令が不動産登記所に公示された後 2 か月以内に、清算人は、売却条件明細書（cahier des conditions de vente）を作成し、管轄司法裁判所執行裁判官書記課に提出しなければならない（R.642-25、R.642-29-1 第 1 項）。なお、民事執行事件の管轄は大審裁判所にあったが、2020 年 1 月 1 日以降、大審裁判所および小審裁判所は統合され、司法裁判所（tribunal judiciaire）に改編された（司法裁判所については、町村泰貴「フランスにおける消費者被害救済と抑止の手法」松本恒雄編『消費者被害の救済と抑止—国際比較からみる多様性』83 頁注（6）（信山社、2020 年）参照）。また清算人は、売却条件明細書提出から遅くとも取引日 5 日以内に、担保権者、および売却対象財産が夫婦共有財産であるときは債務者の配偶者に対し、所定

に従い実施されてきた。しかし、非常に古い時代から、公の競売手続によると低価格でしか売却できない場合が多いといわれており¹⁰⁷、そこで

事項を記載した執行吏証書 (acte d'hussier de justice) により、競売期日を通知する (R.642-29-1 第 2 項)。

競り (enchère) は、受任裁判官の選任に従い、不動産所在地か、債務者の活動地、本店所在地で、その地の司法裁判所執行裁判官同席のもとで行われる (R.642-29 第 2 項)。通常の不動産競売手続によれば差押債権者が最低競売価格を定めるため、入札がなければ職権で、差押債権者が自ら決めた最低競売価格で競落人と宣言されるが (民事執行法典 L.322-6 第 1 項)、裁判上の清算手続内における換価手続では、申立人である清算人は競落人となるべき資格を有しないので (R.642-26)、入札がなければ再度売却手続を実施しなければならない。P-M Le Corre, J.-Cl. com., fasc. 2707, n°30.

競落人がいるときは、競落人は、売却が決定した日から支払日までの法定利率を加えた競売代金全額を、競売から 3 か月以内に、清算人が開いた預託供託金庫の口座に払い込まなければならない。その期間内に支払がされないとき、清算人は競落人に対し、配達証明付書留郵便で支払をもとめ、それでも支払がなければ、空競りによる再競売の対象となる。また競落人は、競売から 2 か月以内に競売判決を土地公示局で公示しなければならない、それがされなければ清算人の申立てにより、やはり再競売となる (R.643-3 第 1 項 2 項)。

なお、手続を簡素にしやり直しを避けるため、倒産手続開始前に債権者の申立てにより開始されていた不動産差押手続が、倒産手続開始により中断していた場合に、清算人は受任裁判官から許可 (autorisation) を得て、差押債権者の権利に代位できる。その場合において、これらの行為は不動産を売却する清算人に代わり行われたものとみなされ、倒産手続開始判決が不動産差押手続を停止させていたその段階から、手続が再開される (L.642-18 第 2 項)。

また、競落人が清算人に対し競売代金および費用を支払えば、当該不動産上に設定された抵当権および先取特権は滌除 (purge) の手続によることなく消滅する (L.642-18 第 4 項)。

競落人は、競売代金および費用支払前に当該財産を処分することはできないが、その取得のための資金調達を容易にするため、当該財産取得を目的とする借入れのための抵当権を設定することは認められる (L.642-18 第 4 項)。清算人は、執行裁判官に対し異議が提出された場合を除き、債権者の順位に従い売却利益を配当する (L.642-18 第 5 項)。

自然人債務者に裁判上の清算手続が開始された場合に、裁判所は、その個人および家族状況を考慮し、主たる住居 (sa maison d'habitation principale) から立ち退くための猶予期間を付与することができる。その期間は裁判所がこれを決める (L.642-18 第 6 項 7 項)。

¹⁰⁷ J Théron, Liquidation judiciaire et vente de fonds de commerce, Rev. proc. coll.,

法は、財産の構成、場所または受けたオファーによれば、よりよい条件で公の競売によらない譲渡（cession amiable）を見込むことができるときは、受任裁判官は、命令で、最低競売価格を定めて公証人による競売¹⁰⁸による売却を命じ、または、価格および売却条件を定めて任意売

avr. 2008, dossier, p.13, n°1. これは、前述のとおり、最低競売価格を決めるのは差押債権者であり、差押債権者が決めた最低競売価格で競落人が現れなければ、価格を決めた差押債権者が自ら競落人となるシステムによるものと考えられる。山本和彦『フランスの司法』（1995年、有斐閣）64頁。

¹⁰⁸ 公の不動産競売は、司法裁判所執行裁判官関与の下で厳格な方式で競売手続が行われるのに対し、公証人による競売（adjudication amiable）では、公の不動産競売に比べ緩和された方式で、公証人が競売手続を行う。山本・前掲注107『フランスの司法』62頁、445頁以下参照。

受任裁判官は、命令により、公証人による競売を決定する。同時に、命令により、最低競売価格、売却条件、財産の価値、性質、状況に応じた売却情報公告方法、内覧方法を定める。この命令は、裁判所書記から債務者および登記された担保権者に通知される（R.642-22第1項、R.642-23第1項）。加えて、受任裁判官は、同じ命令内で、手続実施者として公証人を選任する（R.642-30）。清算人は、公証人による競売手続実施を認める命令を、土地公示局で公示する（R.642-23第2項）。

その後は、概要次のような手続が続く。

選任された公証人は売却条件明細書（cahier des conditions de vente）を作成し（R.642-25第1項）、登記されている担保権者に対し、遅くとも競売日2か月前までに公証人事務所で閲覧する旨、そして遅くとも競売日1か月前までに競売条件に関する異議の注記（dires et observations）を売却条件明細書に記入するよう通知しなければならない。同じ通知で、公証人は、登記されている担保権者に対し、競売に出席するよう呼び出す（R.642-31第1項）。清算人と債務者に対する呼出しは、競売日1か月前でよい（R.642-31第3項）。

担保権者が売却条件に関して異議を提起するときは、売却条件明細書への記入から8日以内に、司法裁判所の執行裁判官に対し申し立て、清算人を呼び出す必要がある。また、異議を申し立てた担保権者は、異議申立ての事実を即座に公証人に対し通知しなければならない。異議に関する判決は清算人から公証人に通知され、売却条件を修正する必要があるときは、公証人が修正する（R.642-31第2項）。

不動産競売の通常の規律によれば、競りは弁護士を介しなければ入札できないが（民事執行法典R.322-40第1項）、公証人による競売手続での競りの入札の場合には、弁護士の介入は任意である（R.642-32第3項）。入札価格が最低競売価格に届かなければ、公証人は一番高価を付けた者への仮の落札を決めることができる。しかし売却を最終的に決めるのは受任裁判官であり、受任裁判官はこのとき、公証人または利害関係人の申立てにより最低競売価格に届かない価格での落札を認めても良いし、L.642-18の規定に従い新たに売却手続を決めてそれを実施しても良い

却¹⁰⁹による売却を許可することができると定め (L.642-18 第3項)、受

(R.642-32 第3項)。

より高価格で不動産を売却するため、公証人による競売手続においても、増加競売が可能である。誰でも、売却価格にその10分の1の価格を上乗せした増加競売の申出をすることができる。増加競売の申出は、売却を実施した公証人を管轄する司法裁判所執行裁判官書記課に対し、競売から14日以内に行う。また、増加競売申出人は、増加競売申出を公証人に通知するとともに、執行吏証書により、競落人または競落人の住所に増加競売の申出を通知する (R.642-33 第1項2項)。通常の規律とは異なり (民事執行法典 R.322-51 第1項)、公証人による競売手続では、弁護士による入札であることを要しないので、その後には増加競売の申出についても弁護士の介入を必要とせず、また口頭の申出によることもできるとされる。P-M Le Corre, op. cit., J.-Cl. com., fasc. 2707, n°60.

公の不動産競売手続により不動産が競売される場合と同様に、競落人が、利息を加えた競売価格全額を、競売から3か月以内に支払わないとき、競落人が競売から2か月以内に競売判決の公示手続を行わないとき、いずれも空競り (folle enchère) となり、再競売の対象となる (R.643-3 第1項2項)。競落人が清算人に対し競売代金および費用を支払えば、当該不動産上に設定された抵当権および先取特権は、滯除の手続を経ることなく消滅する (L.642-18 第4項)。また、債権者の順位に従い、清算人が売却利益を配当する (L.642-18 第5項)。

¹⁰⁹ 不動産換価が任意売却により行われる場合には、受任裁判官の命令により売却が許可されることが必要である。命令には、不動産の価格と売却条件が明記される (L. 642-18 第3項)。売却不動産が複数にわたる場合には、各不動産の価格と売却条件をそれぞれ明らかにする (R.642-36 第1項)。受任裁判官から任意売却の許可を得るために、清算人は予め買受けオファーを受け、買受人候補者との間で売却の合意を得ておく必要があるとされる。A Jacquement, N Borga, T mastrullo, op. cit., n° 979 ; C Saint-Alary-Houin, op. cit., n°1355. なお、注110参照。

受任裁判官は、任意売却を許可する命令を出す前に、監督委員の意見を聴き、債務者、債務者が自然人であり、必要があるときはその配偶者、および清算人を召喚しなければならない (R.642-36-1)。この任意売却を許可する命令は、裁判所書記から債務者、登記された担保権者に対し、通知される (R.642-36 第2項、R.642-23 第1項)。清算人は売却に必要な行為をすることができる (R.642-36 第3項)。

任意売却では、受任裁判官の命令が確定力 (force de chose jugée) を得ることを停止条件に、売買は命令時に完全になる (la vente est parfaite: Cass. com., 4 oct. 2005)。このことから、受任裁判官の命令後に、命令によって買受人となった者よりも有利なオファーを提示する者が出現したとしても、それを受任裁判官が検討することはないこと、また、命令後に買受人が、オファーを取り消す正当な理由がないにもかかわらず買受けオファーを取り消したり、受任裁判官が決めた価格の修正を求めることは、もはやできない。しかし、命令内に特に別の定めのない限り、所

任裁判官に換価方式の選択権を認めている¹¹⁰。

公証人による競売手続では、受任裁判官が命令により売却条件等について定め、この受任裁判官の命令は土地公示局で公示される。さらに、売却は競りによって行われる。従って、公証人による競売手続には、公の競売手続に準じる形での透明性が保障される利点がある。他方で、任意売却には手続に柔軟性があり、相対的に、より高値での売却も期待される利点が認められるとされる。しかしその反面、特に清算手続における任意売却に対しては、やはり伝統的に、手続関係者間の詐欺的取り決めの温床であるとの疑念が向けられていると言われる¹¹¹。

(2) 動産換価

動産の換価は、公の競売か任意売却¹¹²により行われるが、それを選択するのは不動産換価の場合と同様、受任裁判官である (L.642-19)¹¹³。た

有権が移転するのは、清算人が譲渡証書を作成した時であり、危険が移転するのはこの時である。P-M Le Corre, op. cit., J.-Cl. com., fasc. 2707, n°69.

公の不動産競売手続または公証人による競売手続とは異なり、任意売却では、買受人の代金支払により、不動産上に設定されていた登記された担保権は消滅しない。そこで、買受人が担保権の負担のない不動産を取得するには、民法典が定める滌除の規定 (民法典 2475 条以下) に従い、担保権者に対し、買受人から売却代金を受領して担保権抹消を受け入れるか、または、売却代金に 10% を加えた額による増加競売を申し立てるかの選択を求めることになる。買受人は、滌除手続が完了し、公証人に対し売却代金を支払った後に、弁護士を介して執行裁判官に対し担保権登記の抹消を宣言してもらう。買受人から代金を受領した公証人は滌除手続が終了した後に、受領した売却代金を清算人に引き渡す (R.643-3 第 3 項)。P-M Le Corre, op. cit., J.-Cl. com., fasc. 2707, n°88.

¹¹⁰ 受任裁判官の換価方式選択権は、自由裁量ではない。破毀院判例は、受任裁判官がよるべき換価手続選択基準を部分的に明らかにしている。それによると、任意売却を選択するには、事前に一つまたは複数の買受オファーがあることが前提となる。また、公証人による競売手続の申立てもなく、L.642-18 第 3 項が定める要件も満たしていなければ、売却は公の不動産競売手続により実施される。Cass. com., 15 mai 2019, Rev. proc. coll., juin 2019, alert 157, obs. L Fin-Langer ; JCP E 2019, n°1375, obs. A Tehrani, n°13.

¹¹¹ E M Bassilana, *Entreprise en difficulté: liquidation judiciaire*, Rép. com. Dalloz, n°154.

¹¹² 動産の任意売却は、一般法に従って行われる。E M Bassilana, op. cit., Rép. com. Dalloz, n°157.

だし、公の競売手続による換価が原則であるとされる不動産換価の場合とは異なり、不動産に比較し価値が相対的に軽微な動産換価の場合には、換価方法の選択は受任裁判官の自由裁量に属するとされ¹¹⁴、コストを重視し、透明性が後退する。

四. 終わりに

本稿の内容は、フランス倒産手続全体を網羅するものではなく、一部分を対象とするにとどまる。しかし、その範囲内においては、フランス倒産法における透明性について、次の一応の特徴を見出すことができる。

例えば、上述の通り、フランス法の下では、換価情報はかならず公告される。さらに、企業譲渡においては、利害関係人を予め審問したうえで企業譲渡は裁判で決せられ、また個別の財産換価、特に不動産換価においては、公の競売手続での換価が原則とされる。このような点を捉えれば、フランス法の手続は、一面では、より良く情報開示がされる、高い透明性を有する手続を含んでいるということができる。

しかし、手続の透明性から利益を享受する主体は主として債権者であると思われるが、手続構造上、債権者による手続関与の度合いがそれほど高くないこともあり、特に一般の債権者に対して開示される情報は非常に少ない。

もっとも、フランス法は、手続を進めるため複数存在する手続機関が各々情報を取得することを保障し、加えて、取得した情報および手続の進捗を、手続機関の間で流通、循環させ、情報を共有することを確保する規定を多く設けている。このことは、債権者の集団的利益を代表する債権者側受任者、また、債権者から選任される監督委員にとっては、債権者の集団のために情報を取得することが保障されていることを意味す

¹¹³ 受任裁判官は、換価方法について判示する前に、監督委員の意見を聴き、債務者、必要があるときはその配偶者、および清算人を、召喚しなければならない（R.642-37-2）。動産換価に関する受任裁判官の命令は、裁判所書記から債務者に対して通知され、普通郵便で監督委員に対しても通知される（R.642-37-3）。

なお、不動産を所有しない債務者を対象とする簡易清算手続においては、動産換価の場合に受任裁判官の介入は要求されず、清算人が任意売却または公の動産競売手続により対象動産を売却する（L.644-2）。

¹¹⁴ P-M Le Corre, op. cit., J.-Cl. com., fasc. 2709, n°12 ; E M Bassilana, op. cit., Rép. com. Dalloz, n°157.

る。債権者との関係における透明性は、このような間接的な形によって補われているものと評価され得る。

本稿は、科学研究費補助金基盤研究（B）「民事紛争処理手続における情報の利用と保護の両立」（課題番号 17H02473：研究代表者町村泰貴）の研究成果の一部である。

La transparence en droit des entreprises en difficulté en France

Mihoko INAGAKI

Les créanciers sont les principaux bénéficiaires d'une diffusion des informations mise en œuvre dans un objectif de transparence, pendant les procédures judiciaires des entreprises en difficulté.

Cependant, dans la loi française, en raison de la structure de la procédure, le rôle des créanciers dans la procédure n'est pas significatif. C'est pourquoi, en apparence, très peu d'informations leur sont fournies.

En revanche, le droit français est très vigilant, en ce qui concerne la transmission d'informations au mandataire judiciaire, qui représente les intérêts collectifs des créanciers, ainsi qu'au contrôleur désigné par les créanciers.

On peut ainsi considérer que la transparence, vis-à-vis des créanciers, est assurée de façon à la fois directe et indirecte.